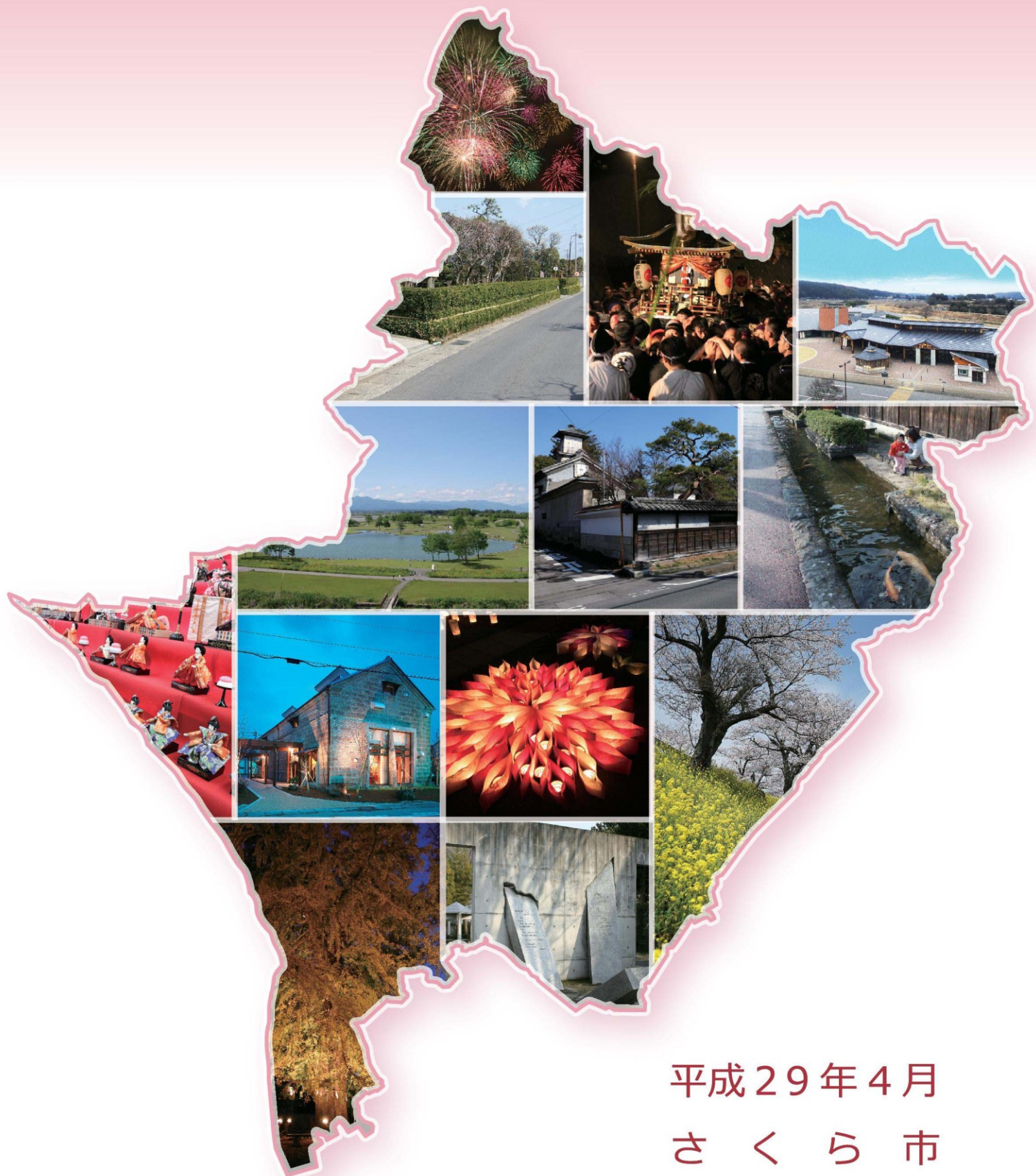


# さくら市景観計画

“時を重ね 想いを紡ぐ さくらの景観づくり”



平成29年4月

さくら市



# 目 次

序. 景観計画の概要.....	1
1) 景観計画策定の背景と目的 .....	1
2) 景観計画の性格と役割 .....	2
3) 景観計画の位置付け.....	4
4) 他法令との関係.....	4
5) 市民・事業者・行政の基本的役割.....	5
1. 景観づくりの基本目標.....	6
2. 景観計画の区域.....	7
1) 景観計画の区域.....	7
2) 景観計画重点地区 .....	8
3. 良好な景観形成に関する方針 .....	9
1) 景観形成の基本方針.....	9
2) 景観構造別の景観形成の基本方針.....	11
4. 良好な景観形成のための行為の制限.....	19
1) 建築物等の行為の制限の考え方 .....	19
2) 建築物等の行為の制限事項 .....	21
5. 景観資源等の質的向上に関する事項.....	28
1) 景観重要建造物に関する事項.....	28
2) 景観重要樹木に関する事項 .....	29
3) 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項.....	30
4) 今後の検討項目 .....	31
6. 景観まちづくりの推進.....	33
1) 景観まちづくりの進め方.....	33
2) 景観まちづくりの推進に向けた施策 .....	33
3) 景観計画重点地区指定の検討.....	37
[参考資料] .....	41
1) さくら市景観計画策定体制 .....	41
2) さくら市景観計画策定経過 .....	43
3) さくら市の景観に関するアンケート調査結果（概要） .....	44
4) 用語解説 .....	47



## 序．景観計画の概要

### 1) 景観計画策定の背景と目的

本市は、鬼怒川、荒川等の清らかな河川、緑豊かな田園や丘陵地が広がり、豊かな自然環境とともに古墳や城跡、神社仏閣等をはじめとして先祖から受け継がれてきた歴史や文化があり、喜連川温泉等の観光資源にも恵まれ、良好な景観が形成されています。

また、現在の社会においては、経済性や効率性を追い求めるだけではなく、心を豊かにする美しく心地良い環境が求められており、先人達が守り育ててきた本市のこうした景観を次世代に継承し、これらを活かしたまちづくりを進めていくことが必要です。

景観法は、平成 16 年 6 月に制定された、わが国初の景観に関する総合的な法律です。

これは、国が平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、美しい国づくりのための基本的考え方と具体的な施策を示したことを受けて制定され、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目的とし、基本理念や市民・事業者・行政の責務を明確にしており、良好な景観形成のための行為の規制や支援の仕組みを備えています。

景観行政団体とは、地域における景観行政を担う主体として景観法で位置付けられており、本市は、栃木県知事と協議し、平成 26 年 4 月 1 日に景観行政団体になりました。こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を図ることを目的に、景観法に基づく「さくら市景観計画」を策定することとしました。

#### 【 景観法の基本理念 】

##### 基本理念 1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるようにする。

##### 基本理念 2

適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等が調和した土地利用がなされるようにする。

##### 基本理念 3

地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するようにする。

##### 基本理念 4

地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされるようにする。

##### 基本理念 5

現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、良好な景観の形成を行うようにする。

## 2) 景観計画の性格と役割

景観計画は、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画です。この計画を策定することによって、建築物や工作物等の建築において、届出・勧告を基本とする緩やかな規制等を行い、良好な景観形成を誘導します。

必須事項	<ul style="list-style-type: none"><li>①景観計画の区域</li><li>②良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 《届出の対象》<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物の新築、増築、改築、外観の変更等</li><li>・工作物の新設、増築、改築、外観の変更等</li><li>・都市計画法上の開発行為</li></ul>《行為の制限内容》…必要に応じて定める項目<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物又は工作物の形態、色彩、その他意匠</li><li>・建築物又は工作物の高さの最高限度、最低限度</li><li>・壁面の位置の制限</li><li>・建築物の敷地面積の最低限度</li></ul></li><li>③景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針</li></ul>
選択事項	<ul style="list-style-type: none"><li>④屋外広告物の表示及び掲出に関する事項</li><li>⑤景観重要公共施設の整備に関する事項</li><li>⑥景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項<sup>※</sup></li><li>⑦自然公園法の許可の基準<sup>※</sup></li></ul>

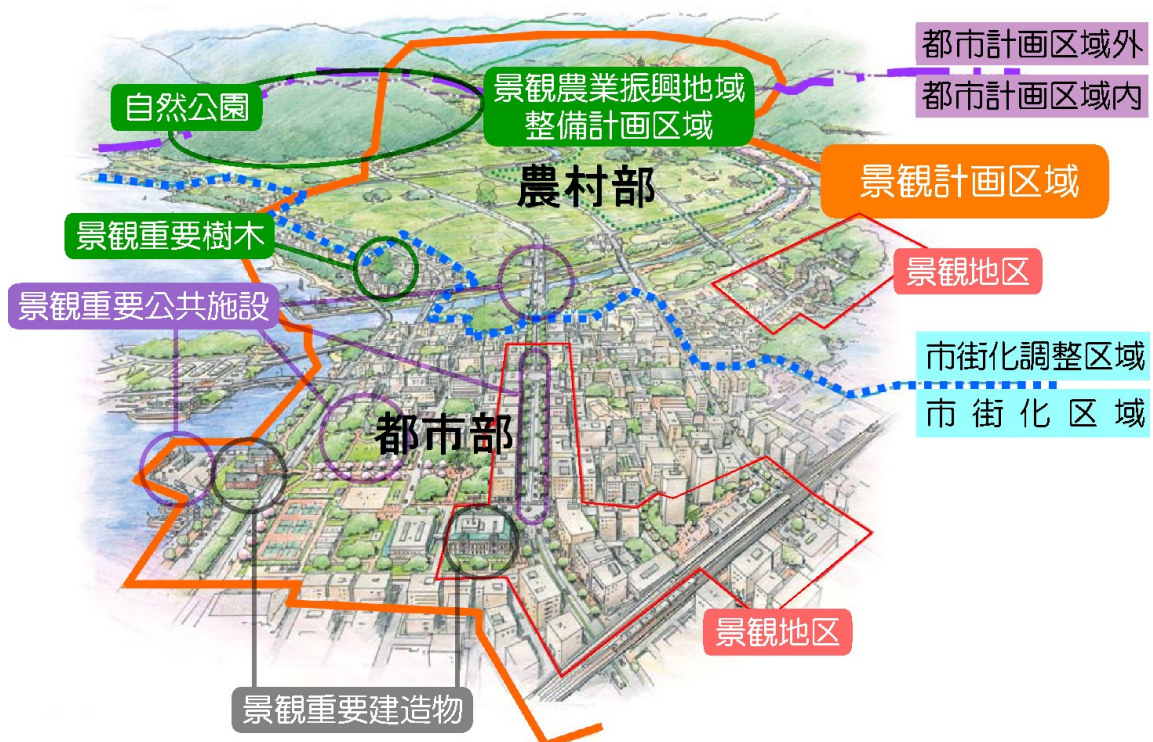
※さくら市景観計画で定めていない事項



【参考：景観法の主な制度（国土交通省資料より）】



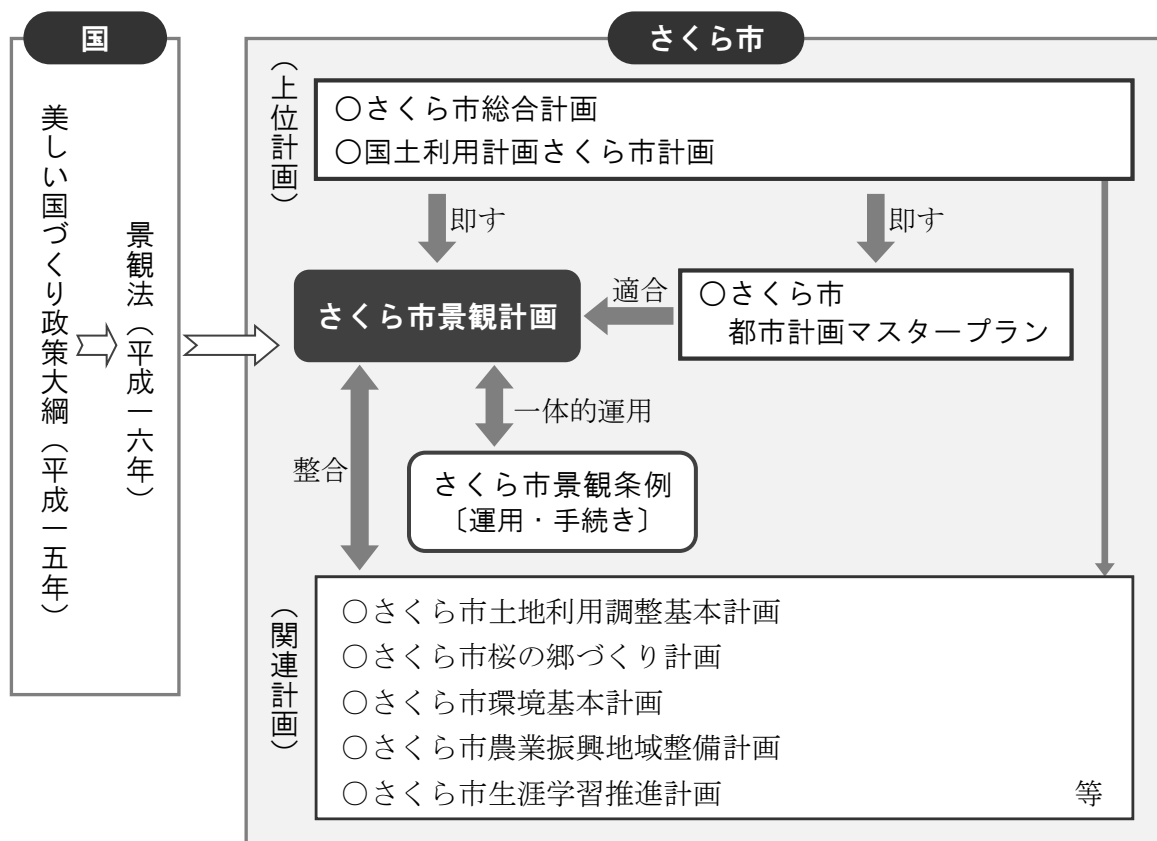
【参考：景観法の制度活用イメージ（国土交通省資料を加工）】



### 3) 景観計画の位置付け

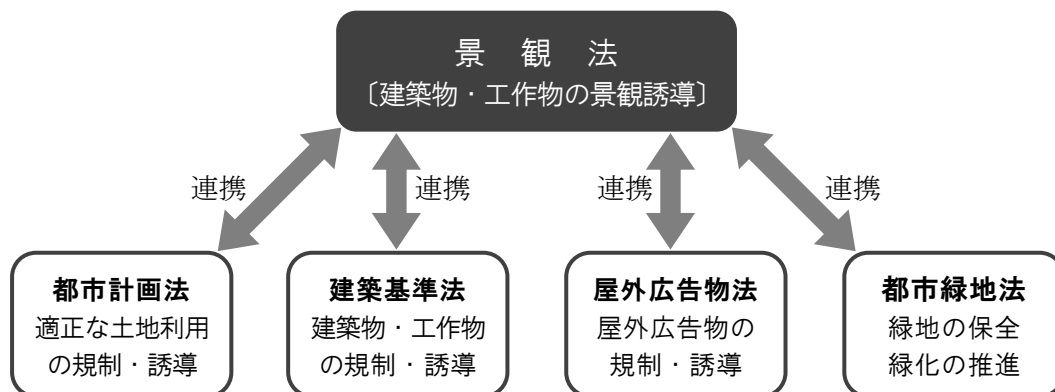
本計画は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、本市の良好な景観の形成に関する総合的な計画です。本計画の策定にあたっては、次のとおり上位計画及び分野別の関連計画との整合性を図ります。

また、景観法及び景観計画の施行に関する委任事項や本市の景観形成を推進していく上で必要となる事項を定めた、景観条例を制定します。



### 4) 他法令との関係

良好な景観形成を積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけではなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法、建築基準法等、関連する法令との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。





## 5) 市民・事業者・行政の基本的役割

魅力ある景観を形成するためには、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップを形成し、それぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要となります。次に、それぞれの基本的な役割を示します。

### 市民の役割

- 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めます。
- 市民は、行政が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に協力します。

### 事業者の役割

- 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら積極的に努めます。
- 事業者は、行政が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に協力します。

### 行政の役割

- 行政は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 行政は、良好な景観形成に向けて、市民や事業者を支援・誘導し、市民主体の景観まちづくりの実現に努めます。
- 行政は、道路、公園、広場その他の公共施設の整備を行うにあたって、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めます。

## 1. 景観づくりの基本目標

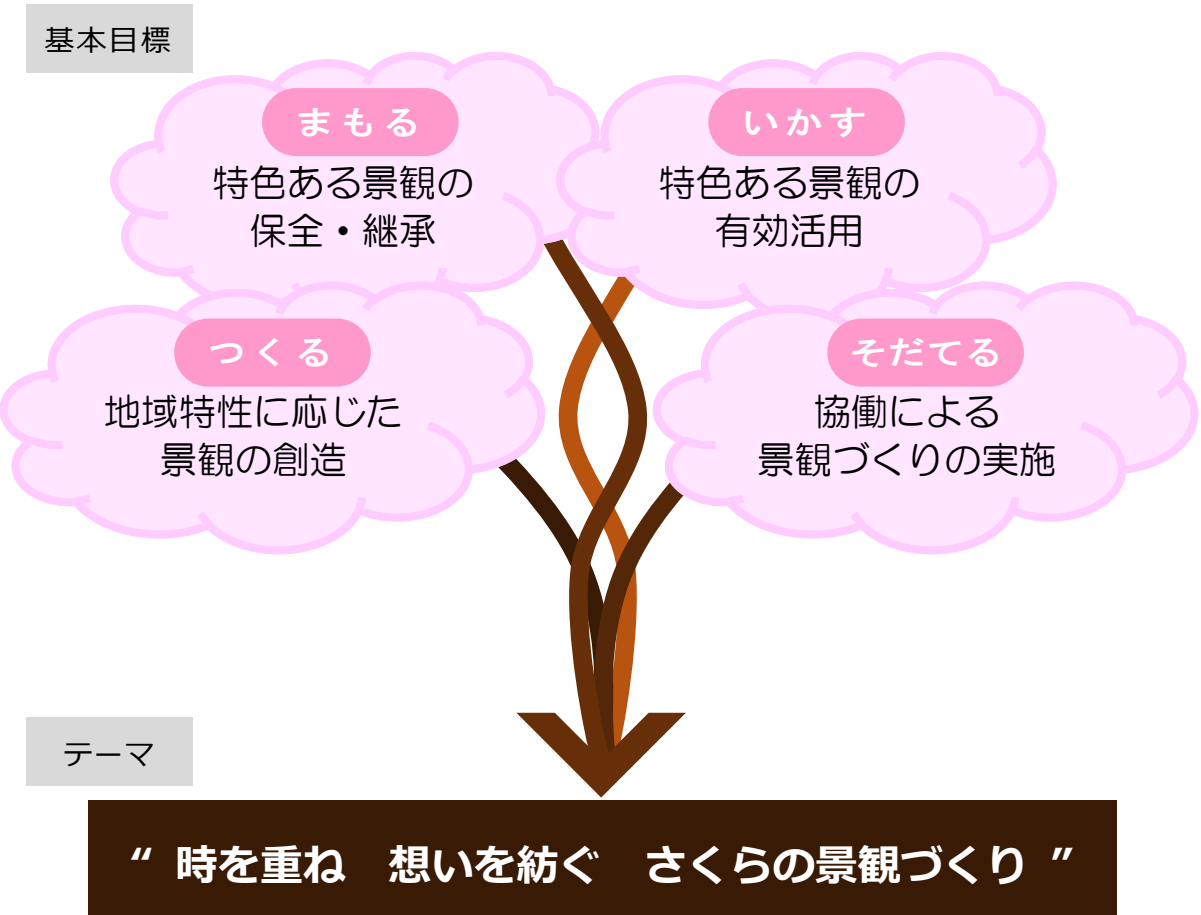
本市は高原山の南からなだらかにのびる丘陵地と関東平野の最北部に位置する平坦な低地で景観の骨格が形成されており、清らかな河川、その河川沿いに広がる田園や緑豊かな丘陵地による恵まれた自然景観のほか、それらの背景に広がる雄大な眺望景観に恵まれています。また、古墳や城跡、神社仏閣、祭りや伝統行事等、先人達から受け継がれてきた歴史・文化的景観が残されています。

今後も、これらの景観を守り・活かした景観づくりを進め、次世代に伝えていくこととします。

また本市は、「安心してくらし、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち」を将来都市像に掲げていることから、景観づくりを契機としたまちづくりによる地域の一体感の醸成や、魅力あるまちなみの形成が求められています。

これらの景観づくりを進めるにあたっては、市民・事業者・行政が協働で進めていくことを基本とします。

以上を踏まえて、市民・事業者・行政が共有すべき目標として、4つの景観づくりの基本目標を設定します。また、この4つの基本目標に基づく景観づくりのテーマを設定します。

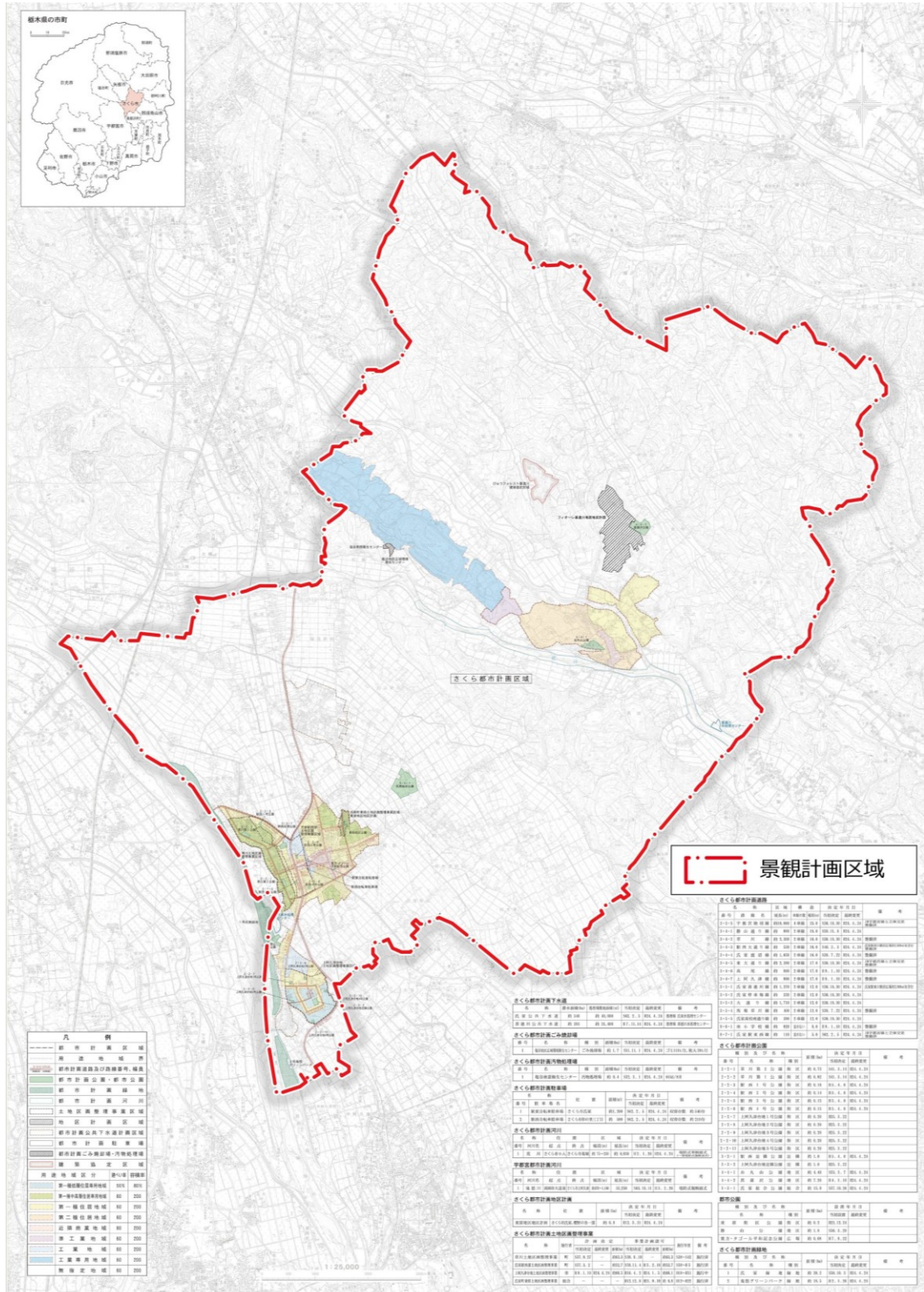


## 2. 景観計画の区域

### 1) 景観計画の区域

本市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図っていくため、さくら市全域を景観計画の区域とします。

#### 【 景観計画の区域 】

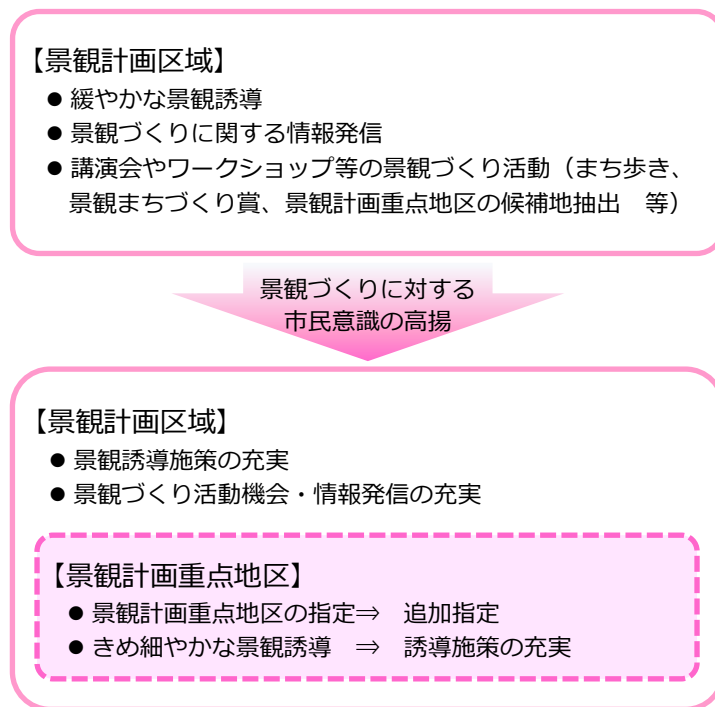


## 2) 景観計画重点地区

### ① 基本的な考え方

本市における景観づくりは、市民の意向を踏まえるとともに、理解を得ながら、段階的に充実させていくこととします。

市全域を景観計画の対象区域として緩やかに景観づくりの誘導を図るとともに、地区住民等と協働して地区特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき地区を、景観計画重点地区として指定するものとします。



### ② 景観計画重点地区の指定の方針

景観計画重点地区として指定する区域は、次に掲げる地区で、地区住民等の理解が得られた区域とします。

- 特徴ある景観を有するまちなみの保存活用を図る地区
- 地区のシンボルとなっている自然景観の保全を図る地区
- 魅力ある景観の創出を目指す地区

その指定にあたっては、地区住民等の意向に加えて景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成の方針、行為の制限・基準（色彩、デザイン、緑化等）を定めることとします。



### 3. 良好な景観形成に関する方針

#### 1) 景観形成の基本方針

景観づくりの基本目標に沿って、次のとおり基本方針を設定し、景観づくりに取り組みます。

##### 基本方針 1 さくら市の原風景となる自然景観を守り、磨きをかけます

広がりのある田園景観やその背景となる日光連山や高原山等の雄大な山並み、喜連川丘陵による起伏に富んだ地形、そして鬼怒川や荒川等の清流は、本市の原風景となる自然景観であることから、これらの景観を守るとともに、さらにより良い景観へと磨きをかけていきます。



広がりのある田園景観と日光連山

##### 基本方針 2 歴史的な史跡やまちなみを守り、活かします

城下町や宿場町としての歴史を有する本市には、大蔵ヶ崎城址と勝山城跡のほか、喜連川天王祭が行われる喜連川神社や喜連川足利家の歴代藩主の墓所のある龍光寺等の社寺、そして江戸時代の五街道の1つである奥州街道沿道、御用堀、寒竹囲や玉石積等の歴史を感じさせるまちなみを守るとともに、その活動を契機とした地域の活性化や交流の促進に活かします。



勝山城跡



**基本方針 3** 先人から受け継がれてきた文化を守り、引き継ぎます

先人達の暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた喜連川天王祭や今宮神社例大祭等の祭り、野州田植唄・野州苗取唄や代々岩戸神楽等の郷土芸能等の文化的な資源を守り、次代へ引き継ぐとともに、その活動を契機として郷土愛の醸成を図ります。



喜連川天王祭

**基本方針 4** 好ましくないところを見直し、周辺と調和した景観を創ります

国道4号や国道293号沿道の色とりどりの屋外広告物による煩雑でまとまりのないまちなみ、眺望景観を阻害する野立の屋外広告物等の好ましくない部分を見直し、より周辺や背景と調和した景観づくりを推進します。



屋外広告物が乱立する沿道商業地

**基本方針 5** 景観への意識・意欲を育み、協働による継続的な景観づくりに取り組みます

景観づくりには、市民、まちづくりNPO、市民団体等のそれぞれが景観に対して興味や関心を持ってもらうとともに、継続的な景観形成の取り組みが不可欠であることから、景観に関する意識啓発の取り組みのほか、市民の景観に対する熟度に応じた段階的な取り組みに関わることができるよう、景観形成に関する情報等を共有できる仕組みをつくります。



桜守（さくらもり）活動

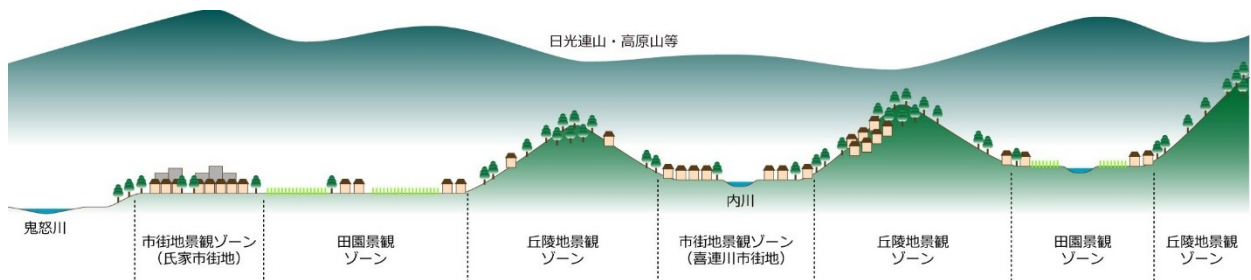
## 2) 景観構造別の景観形成の基本方針

本市の景観を形成する上で、土地利用や景観的に同質な広がりの一帯を「ゾーン」として、それぞれの景観形成方針を示します。「さくら市土地利用調整基本計画」や「さくら市都市計画マスタープラン」を踏まえて、「田園景観ゾーン」「丘陵地景観ゾーン」「市街地景観ゾーン」という3つのゾーンに区分し、景観形成の基本方針を設定します。

また、周辺都市とつながる主要な道路・河川や、地域のシンボルとなる公園・建造物等の公共公益施設は、単体でも周辺の景観に対し影響が大きいことから、景観形成の基本方針を定めます。

### 【景観構造横断イメージ図】

本市中心部のおおよその東西横断面イメージは、次の図のとおり氏家地域はほぼ平坦地であり、喜連川地域は数条の丘陵地の間に田園が配されています。





### ① 田園景観ゾーン

緑豊かな風景の基調となっている農地の保全を図りつつ、それと一体となった集落地や屋敷林等により形成される、広がりや奥行きを感じる田園景観ゾーンの形成を図るものとします。

#### 田園等の広がりや奥行きを感じる景観形成

- 特色ある集落地については、独自の趣きを尊重し、まとまりのある集落景観を形成します。
- 蔵や生垣、社寺、道標、樹木、水路等の集落景観を特徴づけている地域資源を保全します。
- 新たに建築物や工作物の建築等を行う場合は、周辺環境、集落地、背景となる山並み等との調和を図り、デザイン、色彩、緑化等に配慮して、広がりや奥行きのある田園景観を形成します。
- 河川や用水路、ため池等を、身近な水辺空間として保全・活用して、良好な景観を形成します。
- 景観に大きな影響を与える建築物や工作物、屋外広告物については、周囲の景観に配慮したものに誘導するためガイドラインを作成します。また、公共サインについては、誰にでもわかりやすい案内・誘導を目指し、公共サイン計画の策定を検討します。



## ② 丘陵地景観ゾーン

丘陵地の自然環境や生息環境を維持するとともに、斜面林やため池等の自然環境と一体となった集落地により形成される、丘陵地景観ゾーンの形成を図るものとします。

## 丘陵地の豊かで身近な自然環境によるいやしを感じる景観形成

- 特色ある集落地については、独自の趣きを尊重し、まとまりのある集落景観を形成します。
- 蔵や生垣、社寺、道標、樹木等の集落景観を特徴づけている地域資源を保全します。
- 新たに建築物や工作物の建築等を行う場合は、周辺環境や山並み等との調和を図り、デザイン、色彩、緑化等に配慮した、丘陵地景観を形成します。
- ゴルフ場については、周囲を樹木で囲む等、沿道からの景観に配慮し、良好な丘陵地景観を形成します。
- 峠、沿道からの良好な眺望が得られる場所は、適切な維持・保全を図り、良好な景観を形成します。
- ため池は、自然環境を形成する景観要素として保全・活用して、良好な景観を形成します。
- 景観に大きな影響を与える建築物や工作物、屋外広告物については、周囲の景観に配慮したものに誘導するためガイドラインを作成します。また、公共サインについては、誰にでもわかりやすい案内・誘導を目指し、公共サイン計画の策定を検討します。



### ③ 市街地景観ゾーン

都市機能が集約する市街地においては、住居系、商業系、産業系等の土地利用に応じて、建築物や工作物の建て方、形態意匠について適切な景観形成を図るものとします。

#### 住居系市街地

#### 地域住民が愛着を持てる暮らしの景観形成

- 古くから形成された住宅地においては、敷地内の緑化や生垣化等により、緑豊かで愛着を持てる景観を形成します。
- 土地区画整理事業や開発行為等による住宅地の形成に際しては、地区計画や建築協定・景観協定等の景観形成のためのルールを活用し、良好な住宅地景観を形成します。特に、丘陵地の開発行為については、豊かな自然環境や地形を活かした良好な住宅地景観を形成します。
- 高層集合住宅等の大規模な建築物は、周辺の景観に及ぼす影響が大きいため、高さや形態・意匠等に十分配慮し、良好な景観を形成します。
- 景観に大きな影響を与える建築物や工作物、屋外広告物については、周囲の景観に配慮したものに誘導するためガイドラインを作成します。また、公共サインについては、誰にでもわかりやすい案内・誘導を目指し、公共サイン計画の策定を検討します。





## 商業系市街地

## 賑わいや活気の中にも秩序のある魅力的な景観形成

- さくら市の玄関口となる氏家駅前においては、シンボル性の高い都市景観と歴史景観が調和・融合した、魅力的な景観を形成します。
- 道の駅きつれがわは、幹線道路のシンボルとなるよう周辺の自然景観と融合した景観づくりに努めます。また、喜連川市街地との回遊性を促すため、周辺施設と調和した景観形成に取り組みます。
- 大規模商業施設は、周辺と調和した地域のランドマークとなるよう配慮し、魅力的な景観を形成します。
- 歴史的まちなみや建築物、寺社、史跡等の周辺では、これらと調和を図るものとします。
- 景観に大きな影響を与える建築物や工作物、屋外広告物については、周囲の景観に配慮したものに誘導するためガイドラインを作成します。また、公共サインについては、誰にでもわかりやすい案内・誘導を目指し、公共サイン計画の策定を検討します。



産業系市街地

周辺環境と調和した景観形成

- 周辺の田園や丘陵地の自然環境と調和した景観を形成します。
- 敷地まわりの緑化により、自然が感じられる景観を形成します。
- 新たに建築物や工作物の建築等を行う場合は、周辺環境との調和や眺望の確保を図り、デザイン、色彩、緑化等に配慮した景観を形成します。
- 景観に大きな影響を与える建築物や工作物、屋外広告物については、周囲の景観に配慮したものに誘導するためガイドラインを作成します。また、公共サインについては、誰にでもわかりやすい案内・誘導を目指し、公共サイン計画の策定を検討します。



#### ④ 公共公益施設

公共公益施設は、多くの市民や来訪者に利用され、地域の目印となるだけでなく、景観形成の先導的役割を担います。公共公益施設の整備に際しては、それぞれのゾーンの景観と調和したものとし、良好な景観を形成します。

##### 周辺環境に配慮した景観形成

- 道路、公園、河川、市役所や文化施設等の公共公益施設の整備を行う場合は、周辺環境との調和や眺望の確保を図り、デザイン、色彩、緑化等に配慮した景観を形成します。

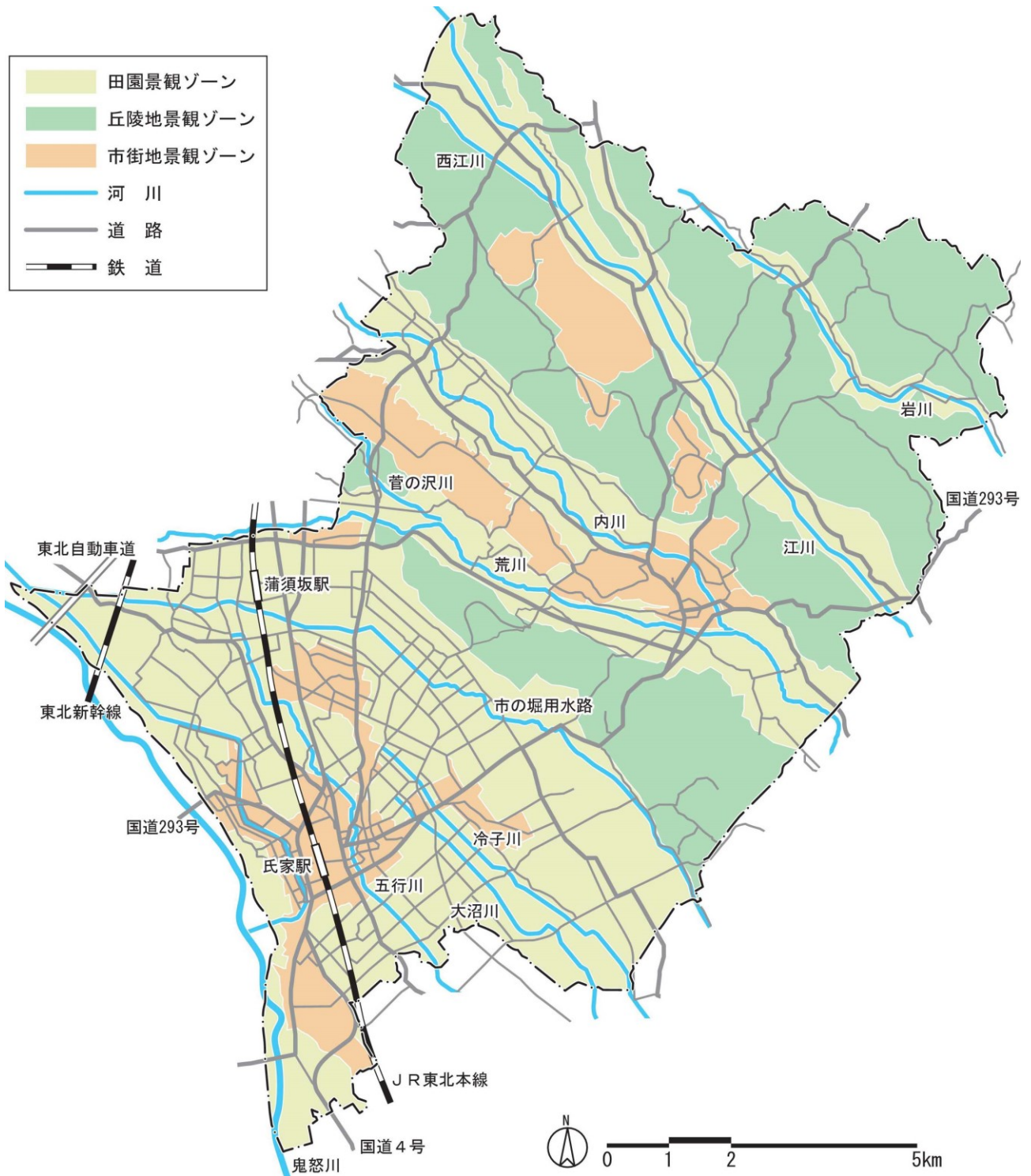


- 道路や公園等については、住民参加による花植えや美化活動等を促進し、景観の向上を図ります。





【 景観構造図 】



## 4. 良好な景観形成のための行為の制限

### 1) 建築物等の行為の制限の考え方

住宅地や商業地等の市街地、集落地、農地等の人の手によって作り出される景観は、個々の土地の開発や建築物等の行為が積み重なって形成されています。これらの積み重ねが、その地域の景観に大きな影響をもたらします。

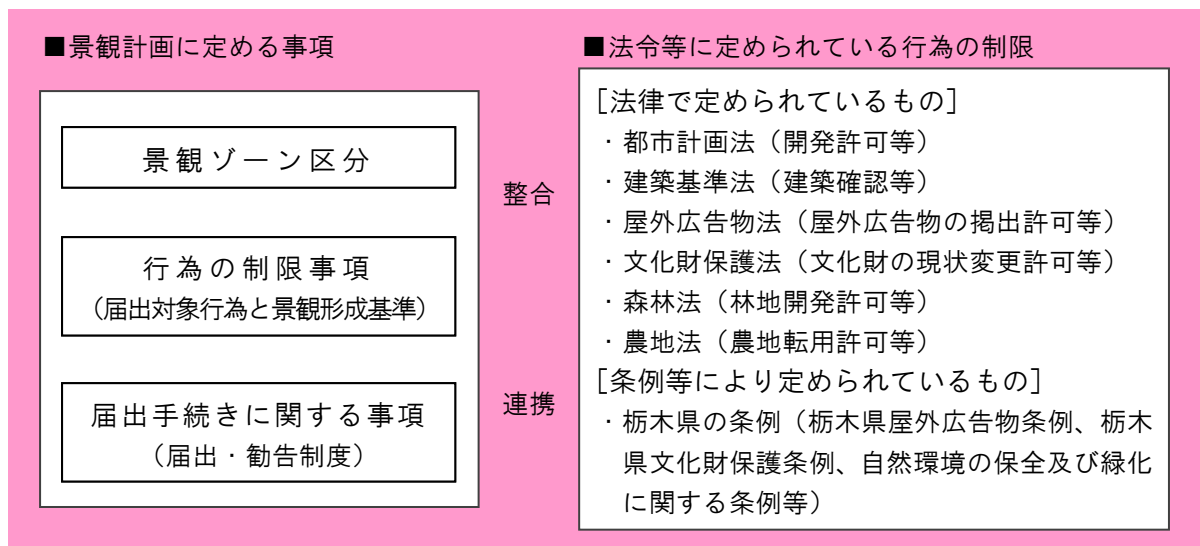
本市の豊かな自然景観や優れた眺望景観を今後も維持・保全し、さくら市らしい良好な景観を図っていくため、本計画において、土地の開発や建築物等の行為に関して一定のルールを定め、豊かな自然景観とまちなみ景観が調和した、秩序ある景観の誘導を図ります。

#### 建築物等に関する一定のルール

地域特性に応じた景観形成を図る観点から、「3 2) 景観構造別の景観形成の基本方針」で3つに区分した景観ゾーンに基づき、地域別に建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観形成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築物等の行為を制限することにより、良好な景観形成を誘導します。

また、本市では、土地の開発や建築物等の行為に関して、法令等に定められている行為の制限があり、これらの関連する制度との整合・連携を図りながら、効果的な景観コントロールを図っていきます。

#### 【行為の制限の考え方】





### 行為の制限のための手続きの流れ

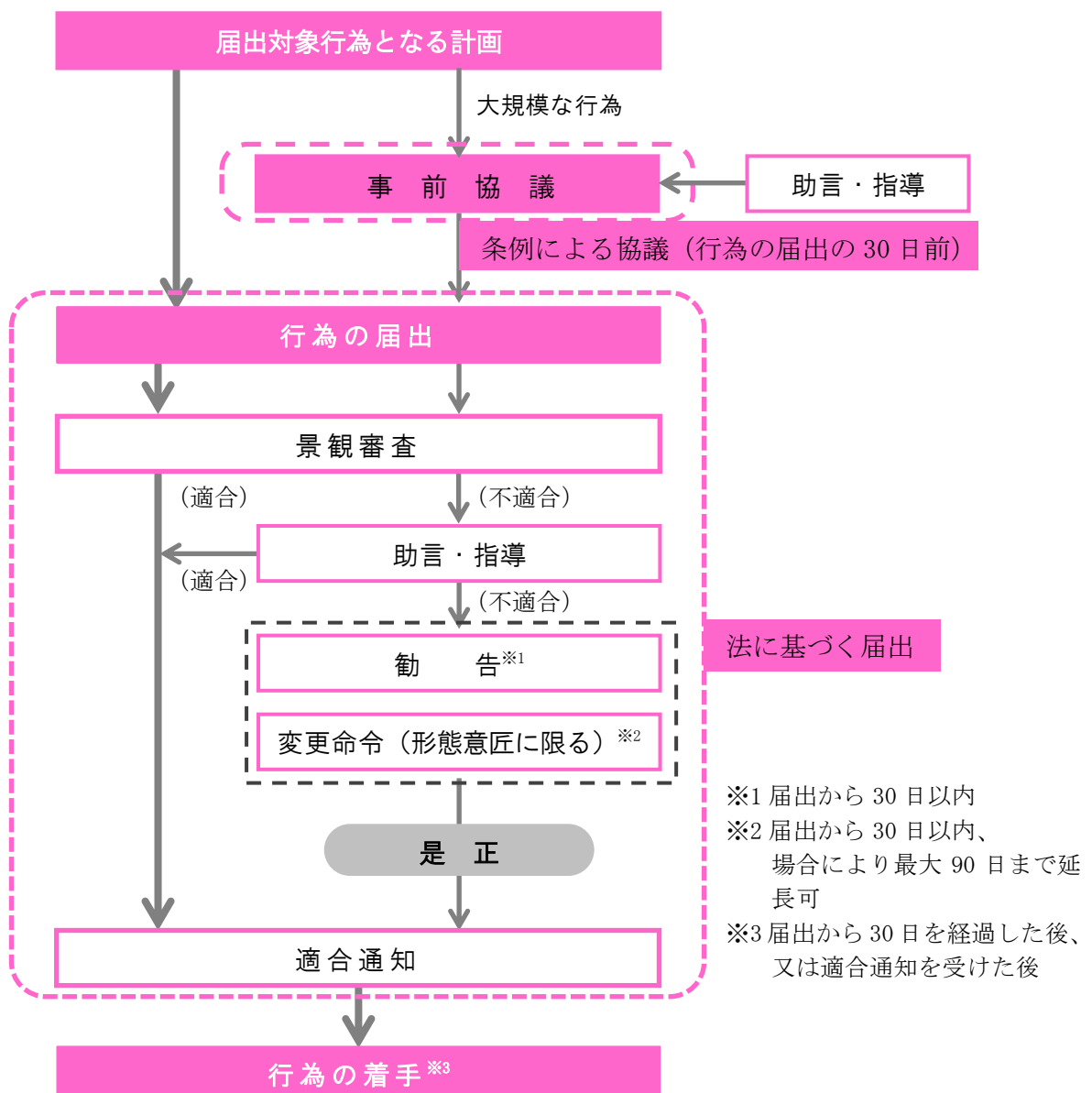
周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、開発行為等を行う場合には、あらかじめ市に届出を行い、市が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。

市は、届出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合して、助言や指導を行い、不適合と判断した行為については、計画の是正の勧告を行います。

また、特定届出対象行為に定める建築物等の行為の内、形態意匠について基準に適合しない場合は、変更命令を行うことになります。

なお、大規模な行為（参照：次項「届出を必要とする対象行為・規模一覧」の事前協議を必須とする届出対象規模）は、届出の前に、市と事前協議を行う必要があります。

#### 【行為の届出手続きの流れ】



## 2) 建築物等の行為の制限事項

## ① 届出対象行為（景観法第16条第1項）

## 届出を必要とする対象行為・規模一覧

行為の種類		事前協議	届出対象規模 (次のいずれかが該当する場合)	
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		—※	高さ：10m < h ≤ 13m 建築面積：500 m <sup>2</sup> < S ≤ 1,000 m <sup>2</sup>	
		必須	高さ：13m < h 建築面積：1,000 m <sup>2</sup> < S	
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	① さく、塀、垣（生垣を除く）、擁壁等	—※	高さ：2m < h ≤ 5m	
		必須	高さ：5m < h	
	② 煙突、排気塔等 ③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④ 記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤ 高架水槽、冷却塔等 ⑥ 広告塔、広告板等 ⑦ 彫像、記念碑等	—※	高さ：10m < h ≤ 15m	
		必須	高さ：15m < h	
		⑧ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	—※	高さ：15m < h ≤ 20m
			必須	高さ：20m < h
		⑨ 観覧車、メリーゴーランド等の遊戯施設 ⑩ アスファルトプラント等の製造施設	—※	高さ：10m < h ≤ 15m 築造面積：500 m <sup>2</sup> < S ≤ 1,000 m <sup>2</sup>
			必須	高さ：15m < h 築造面積：1,000 m <sup>2</sup> < S
		⑪ ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫ 自動車車庫の用に供する施設 ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設		—※
	必須		高さ：5m < h 区域面積：3,000 m <sup>2</sup> < S	
	(3) 都市計画法で規定する開発行為		—※	区域面積：3,000 m <sup>2</sup> < S ≤ 50,000 m <sup>2</sup>
			必須	区域面積：50,000 m <sup>2</sup> < S

※ 必要に応じて事前協議の実施は可能

## ② 特定届出対象行為（景観法第17条第1項）

特定届出対象行為については、上記の届出対象行為の内、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」とします。

## ③ 景観形成基準

## 田園景観ゾーンの景観形成基準

## 建築物

項目	景観形成基準
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の優れた眺望景観を損なわないよう配置に留意する。</li> <li>● 田園集落景観の連続性に配慮し、周辺建築物と調和するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内に大木やまとまった屋敷林がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</li> </ul>
規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個々の建築物の高さは極力おさえ、良好な眺望景観を妨げないよう配慮する。</li> <li>● 周辺の田園集落景観と調和するよう、建築物と敷地のバランスに配慮する。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状や外壁は、周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺の田園集落景観と調和した形態意匠となるよう工夫する。</li> <li>● 社寺、史跡等の歴史・文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観を損ねないよう形態意匠に配慮する。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外設備、屋上設備等の建築設備は、建築物と一体的なデザインとする等見え方に配慮する。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遠望する山並み景観や周辺の田園景観を損ねるような色の使用は避け、田園や集落景観と調和するよう、低彩度で落ち着いた色彩を基調とする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、金属、ガラス等の表面に着色していない素材は除く。</li> <li>● 使用する色数をできるだけ抑える。</li> <li>● アクセントとなる色彩を使う場合は使用面積を抑える。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の自然景観や田園集落景観と違和感のあるような素材は極力避け、地域特有の素材や天然素材を用いるよう努める。</li> <li>● 光沢のある素材や反射の生じる素材を多用しないよう努める。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集落地は敷地内の緑化に努める。特に、道路前面部の生垣による緑化に努める。</li> <li>● 使用する樹種については、周辺の田園や樹林等と調和するよう、地域の風土にあったものとするよう努める。</li> <li>● 規模の大きい店舗や工場等の建築物は、周辺の景観に与える影響が大きいことから、樹木の高さや配置等に配慮し、緑化に努める。</li> <li>● 敷地内の既存樹木は、保存・活用し、修景に活かす。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外広告物を設置する場合は、大きさ、色彩、形状に配慮し、建築物と一体的なデザインとなるよう配慮する。</li> <li>● 大規模な駐車場は周囲を生垣で囲む等景観的な配慮に努める。</li> <li>● 集落地において夜間照明を行う場合は、過度な光量・電飾を控える。</li> </ul>

工作物・開発行為
----------

項目	景観形成基準
さく、塀、垣、擁壁等 (① <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い構造とならないよう配慮するとともに、生垣、石積み、木材等の自然素材を使用するよう努める。困難な場合は、これに準ずる工夫を行う。</li> <li>田園集落景観の連続性に配慮し、周辺建築物と調和するよう配慮する。</li> </ul>
煙突、記念塔、高架水槽、広告塔等 (②～⑦ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観を損なわないよう配置に配慮する。</li> <li>工作物の形態意匠、色彩、緑化等については、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。</li> </ul>
電線路又は空中線の支持物 (⑧ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態意匠はシンプルなものとする。</li> <li>色彩は田園景観に配慮する。</li> <li>共架に努め、数が少なくなるよう工夫する。</li> </ul>
観覧車、プラント施設、貯蔵施設、処理施設等 (⑨～⑬ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観を損なわないよう配置に配慮する。</li> <li>工作物の形態意匠、色彩、緑化等については、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。</li> </ul>
再生可能エネルギー関連施設 (⑭ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観を損なわないよう、目立たない位置に設置するとともに、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用する等景観に配慮する。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁等を生じないように努める。</li> <li>法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土にあった樹木等により緑化に努める。</li> <li>擁壁は、周辺の景観に調和するよう、修景の工夫に努める。</li> </ul>

※「①届出対象行為 (P.21)」の表中「(2) 工作物の…」の行為の種類に該当

## 丘陵地景観ゾーンの景観形成基準

## 建築物

項目	景観形成基準
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲から極力目立たないような位置に配置し、周辺の樹林地景観を損ねないよう努める。</li> <li>● 自然の地形を活かし、土地の改変を極力避けるとともに、丘陵地の稜線を乱さないよう留意する。</li> <li>● 敷地内に大木やまとまった屋敷林がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</li> </ul>
規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個々の建築物の高さは、周辺の樹林の高さを超えないよう留意する。</li> <li>● 周辺の樹林地景観と調和するよう、建築物と敷地のバランスに配慮する。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状や外壁は、周辺の自然景観と調和した形態意匠となるよう工夫する。</li> <li>● 社寺、史跡等の歴史・文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観を損ねないよう形態意匠に配慮する。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外設備、屋上設備等の建築設備は、建築物と一体的なデザインとする等見え方に配慮する。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遠望する山並み景観や周辺の樹林地景観を損ねるような色の使用は避け、自然景観と調和するよう、低彩度で落ち着いた色彩を基調とする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、金属、ガラス等の表面に着色していない素材は除く。</li> <li>● 使用する色数をできるだけ抑える。</li> <li>● アクセントとなる色彩を使う場合は使用面積を抑える。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の自然景観と違和感のあるような素材は極力避け、地域特有の素材や天然素材を用いるよう努める。</li> <li>● 光沢のある素材や反射の生じる素材を多用しないよう努める。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内の緑化に努める。特に、道路前面部の生垣による緑化に努める。</li> <li>● 使用する樹種については、周辺の自然植生に配慮し、地域の風土にあったものとするよう努める。</li> <li>● 規模の大きい店舗や工場等の建築物は、周辺の景観に与える影響が大きいことから、樹木の高さや配置等に配慮し、緑化に努める。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外広告物を設置する場合は、大きさ、色彩、形状に配慮し、建築物と一体的なデザインとなるよう配慮する。</li> <li>● 大規模な駐車場は周囲を生垣で囲む等景観的な配慮に努める。</li> <li>● 夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に配慮し、過度な光量・電飾を控える。</li> </ul>



工作物・開発行為
----------

項目	景観形成基準
さく、塀、垣、擁壁等 (① <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い構造とならないよう配慮するとともに、生垣、石積み、木材等の自然素材を使用するよう努める。困難な場合は、これに準ずる工夫を行う。</li> <li>周辺の自然景観や建築物と調和するよう配慮する。</li> </ul>
煙突、記念塔、高架水槽、広告塔等 (②～⑦ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観、自然景観を損なわないよう配置に配慮する。</li> <li>工作物の形態意匠、色彩、緑化等については、建築物に準じて周辺の自然景観と調和したものとなるよう工夫する。</li> </ul>
電線路又は空中線の支持物 (⑧ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態意匠はシンプルなものとする。</li> <li>色彩は良好な眺望景観や背景の山並み景観を損ねないように配慮する。</li> <li>共架に努め、数が少なくなるよう工夫する。</li> </ul>
観覧車、プラント施設、貯蔵施設、処理施設等 (⑨～⑬ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観、自然景観を損なわないよう配置に配慮する。</li> <li>工作物の形態意匠、色彩、緑化等については、建築物に準じて周辺の自然景観と調和したものとなるよう工夫する。</li> </ul>
再生可能エネルギー関連施設 (⑭ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観を損なわないよう、目立たない位置に設置するとともに、周辺の樹林を超えない高さ、緑化による遮蔽、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用する等景観に配慮する。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁等を生じないように努める。</li> <li>法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土にあった樹木等により緑化に努める。</li> <li>擁壁は、周辺の自然景観に調和するよう、修景の工夫に努める。</li> </ul>

※「①届出対象行為 (P.21)」の表中「(2) 工作物の…」の行為の種類に該当

## 市街地景観ゾーンの景観形成基準

## 建築物

項目	景観形成基準
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望景観を損なわないよう配置に留意する。</li> <li>住宅地や商業地等のまちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和するよう配慮する。</li> <li>敷地内に大木やまとまった屋敷林がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</li> </ul>
規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の建築物の高さは極力抑える。大規模となる場合は、建物を分節化する等、圧迫感を軽減するよう工夫する。</li> <li>周辺のまちなみ景観と調和するよう、建築物と敷地のバランスに配慮する。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の形状や外壁は、周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺のまちなみ景観と調和した形態意匠となるよう工夫する。</li> <li>社寺、史跡等の歴史・文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観を損ねないよう形態意匠に配慮する。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外設備、屋上設備等の建築設備は、建築物と一体的なデザインとする等見え方に配慮する。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠望する山並み景観や周辺の田園景観を損ねるような色の使用は避け、周辺のまちなみ景観と調和するよう、低彩度で落ち着いた色彩を基調とする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、金属、ガラス等の表面に着色していない素材は除く。</li> <li>使用する色数をできるだけ抑える。</li> <li>アクセントとなる色彩を使う場合は使用面積を抑える。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観や周辺のまちなみ景観と違和感のあるような素材は極力避け、地域特有の素材や天然素材を用いるよう努める。</li> <li>光沢のある素材や反射の生じる素材を多用しないよう努める。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地は敷地内の緑化に努める。特に、道路前面部の生垣による緑化に努める。</li> <li>商業地はプランターや花壇の設置等緑化の方法を工夫する。</li> <li>規模の大きい店舗や工場等の建築物は、周辺の景観に与える影響が大きいことから、樹木の高さや配置等に配慮し、緑化に努める。</li> <li>使用する樹種については、周辺の樹林や街路樹等と調和するよう、地域の風土にあったものとするよう努める。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物を設置する場合は、大きさ、色彩、形状に配慮し、建築物と一体的なデザインとなるよう配慮する。</li> <li>大規模な駐車場は、デザインを沿道景観に配慮する。また、周囲を生垣で囲む等景観的な配慮に努める。</li> <li>商業地は、適度な屋外照明やライトアップ等賑わいある夜間景観の演出に努める。</li> <li>住宅地において夜間照明を行う場合は、過度な光量・電飾を控える。</li> </ul>

工作物・開発行為
----------

項目	景観形成基準
さく、塀、垣、擁壁等 (① <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い構造とならないよう配慮するとともに、生垣、石積み、木材等の自然素材を使用するよう努める。困難な場合は、これに準ずる工夫を行う。</li> <li>まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和するよう配慮する。</li> </ul>
煙突、記念塔、高架水槽、広告塔等 (②～⑦ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観を損なわないよう配置に配慮する。</li> <li>工作物の形態意匠、色彩、緑化等については、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。</li> </ul>
電線路又は空中線の支持物 (⑧ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態意匠はシンプルなものとする。</li> <li>色彩は周辺の景観に配慮する。</li> <li>共架に努め、数が少なくなるよう工夫する。</li> </ul>
観覧車、プラント施設、貯蔵施設、処理施設等 (⑨～⑬ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観を損なわないよう配置に配慮する。</li> <li>工作物の形態意匠、色彩、緑化等については、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。</li> </ul>
再生可能エネルギー関連施設 (⑭ <sup>※</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は、目立たない位置に設置するとともに、周囲を緑化による遮蔽、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用する等景観に配慮する。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁等を生じないように努める。</li> <li>法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土にあった樹木等により緑化に努める。</li> <li>擁壁は、周辺の景観に調和するよう、修景の工夫に努める。</li> </ul>

※「①届出対象行為 (P.21)」の表中「(2) 工作物の…」の行為の種類に該当

## 5. 景観資源等の質的向上に関する事項

個性豊かで魅力的な景観形成を推進していくためには、本市の自然・歴史・文化等を象徴し、地域を強く印象づけている景観資源等の保全と景観的な質の向上に加え、これらを核とした景観形成に取り組んでいく必要があります。

そのため、本市の景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等について、その質的向上と景観まちづくりへの活用を図るため、次の事項を定めます。

### 1) 景観重要建造物に関する事項

#### 景観重要建造物の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針について定めます。

景観重要建造物の指定は、この指定の方針に基づき、所定の手続きを経て、市長が行うものとします。

- 指定方針1：市内の建造物で、歴史的な価値のあるもの、地域で親しまれているもの、優れたデザインのもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として指定します。
- 指定方針2：比較的新しい建造物でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば指定します。
- 指定方針3：景観重要建造物に指定されると、現状変更の制限がかかることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

#### 景観重要建造物の指定の基準

指定にあたっては、次の基準を満たすこととします。

- 指定基準1：道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- 指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの
- 指定基準3：次のいずれかの視点によりさくら市の景観を特徴づけるもの
- 景観計画に基づく本市の景観形成に大きく寄与する建造物
  - 外観が歴史的な様式を継承していたり、文化的に重要な役割を担う建造物
  - 地域のシンボルとして、地域住民に親しまれる等、地域の景観形成に取り組む上で重要な建造物

## 2) 景観重要樹木に関する事項

### 景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定めます。

景観重要樹木の指定は、この指定の方針に基づき、所定の手続きを経て、市長が行うものとします。

- 指定方針1：市内の樹木で、地域の風景の一部として住民に親しまれているもの、樹容（樹木の外観の姿）が景観上特に優れているもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として指定します。
- 指定方針2：学術上の価値を有していない樹木でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば指定します。
- 指定方針3：景観重要樹木に指定されると、現状変更の制限がかかることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

### 景観重要樹木の指定の基準

指定にあたっては、次の基準を満たすこととします。

- 指定基準1：道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- 指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの
- 指定基準3：次のいずれかの視点によりさくら市の景観を特徴づけるもの
- 地域の目印やシンボルとして地域住民に親しまれているもので、地域の景観形成の上で重要な樹木
  - 樹容（樹木の外観の姿）が景観上の特徴を有する樹木
  - 市民等から景観形成上重要なものであると提案された樹木

### 3) 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

道路・河川・公園等の公共施設は、地域の景観形成において重要な要素であり、その周辺の自然景観やまちなみ景観と調和した施設デザインや管理を行うことが求められます。

このため、本市の景観形成上重要な公共施設については、景観重要公共施設に指定し、今後、施設管理者等との協議を図りながら、景観上配慮すべき事項等を確認するとともに、同意の上で施設の整備に関する事項及び占用等の基準を定め、景観に配慮した施設整備を推進します。

#### 景観重要公共施設の整備の方針

公共施設は、本市や地域のシンボルとなるものであることから、整備にあたっては、次の方針に基づき、周辺環境に調和する良好な景観形成に努めます。

- 整備方針1：公共施設の形態・意匠は、周辺環境との調和に配慮し、圧迫感を与えないようにします。
- 整備方針2：公共施設の色彩は、目立つ色彩を避け、周辺の景観と調和する色彩を基本とします。
- 整備方針3：公共施設の敷地内は、花や樹木による緑化を推進し、潤いのある公共施設空間を創出します。

#### 景観重要公共施設の指定の基準

指定にあたっては、次の基準を満たすこととします。

- 指定基準1：優れた眺望景観を有する公共施設（道路、河川、公園等）
- 指定基準2：本市のシンボル、都市軸、賑わいや観光の軸となっている道路
- 指定基準3：歴史的まちなみ等沿道の景観との調和が求められる道路
- 指定基準4：良好な景観を有し、本市のシンボルとなっている河川
- 指定基準5：多くの市民、観光客等に親しまれているシンボリックな公園
- 指定基準6：特徴的な景観を有する橋梁、水路、護岸等の土木構造物



## 4) 今後の検討項目

### ① 屋外広告物の表示・設置に関する事項

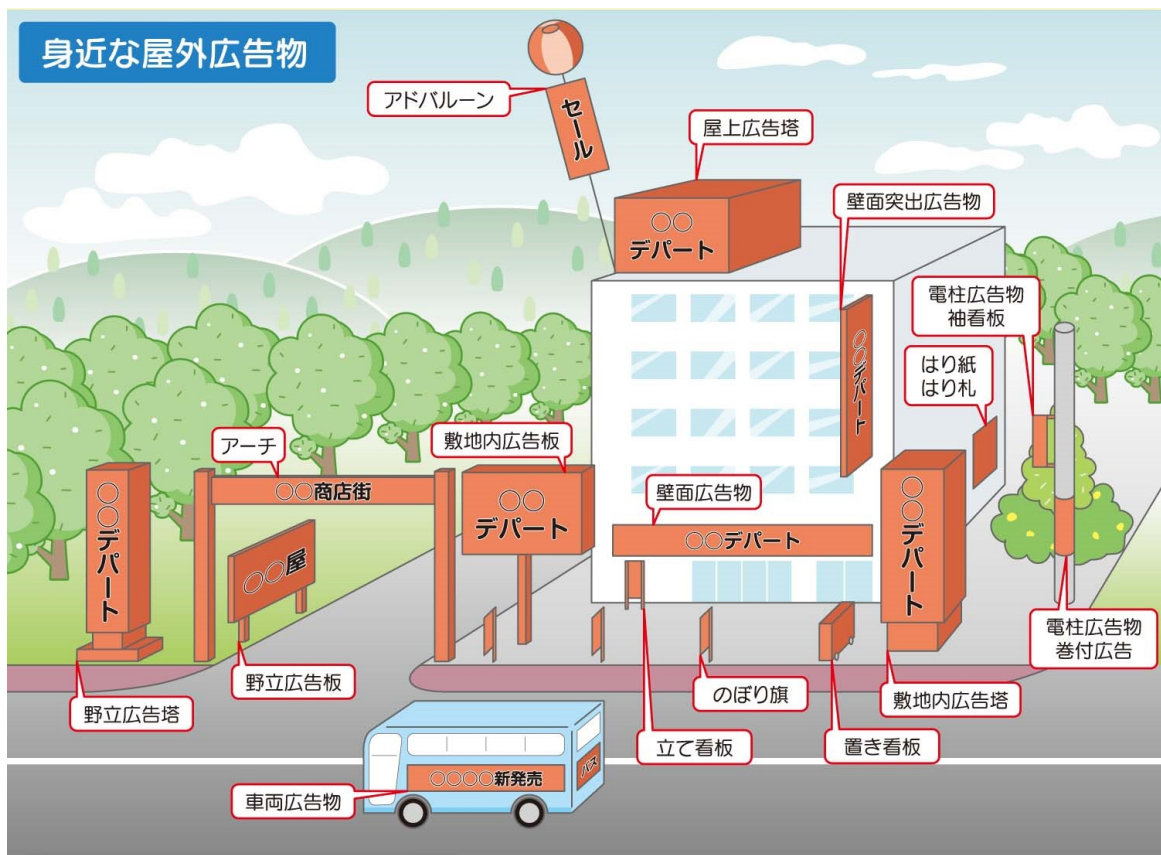
屋外広告物は、市民や来訪者に様々な情報を与え、まちなみに賑やかな印象を与える等の効果があります。

しかしながら、近年、幹線道路沿道等を中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物等、無秩序な掲出、氾濫が目立っており、まちなみ景観を阻害する大きな要因になっています。

現在、本市では、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為に対しては、栃木県屋外広告物条例に基づき一定の規制が行われています。

当面は、栃木県屋外広告物条例の周知と適切な運用により、屋外広告物の規制・誘導を図りますが、本市の様々な景観資源や良好な眺望点の周辺においては、景観特性に配慮した、よりきめ細かい規制・誘導を図り、地域の特性や実状に応じた取り組みを推進していく必要があります。そのため、将来的には、本計画及び屋外広告物法に基づく、市独自の屋外広告物条例の制定に向けて検討します。

#### 【 身近な屋外広告物の種類 】



## ② 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について

太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設は、景観計画を推進するにあたり軽視できないものであり、これまで受け継がれてきた豊かな自然景観や歴史・文化的景観を損ねる要因の一つになる恐れがあります。

しかし、太陽光発電施設等による再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく温室効果ガス排出量の削減等が図れるため、市の環境政策としても推進すべきものの一つでもあります。

本市は、景観計画の基本目標でもある「特色ある景観の保全・継承」、「特色ある景観の有効活用」、「地域特性に応じた景観の創造」、「協働による景観づくりの実施」を推進するため、一定規模以上の太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設を、届出対象行為及び景観形成基準に位置付けることにしました。

しかし、景観計画だけでは、地域住民への周知等のきめ細やかな対応や雨水排水処理施設等の防災対策が十分に図れないため、条例化等の施策を検討します。

## 6. 景観まちづくりの推進

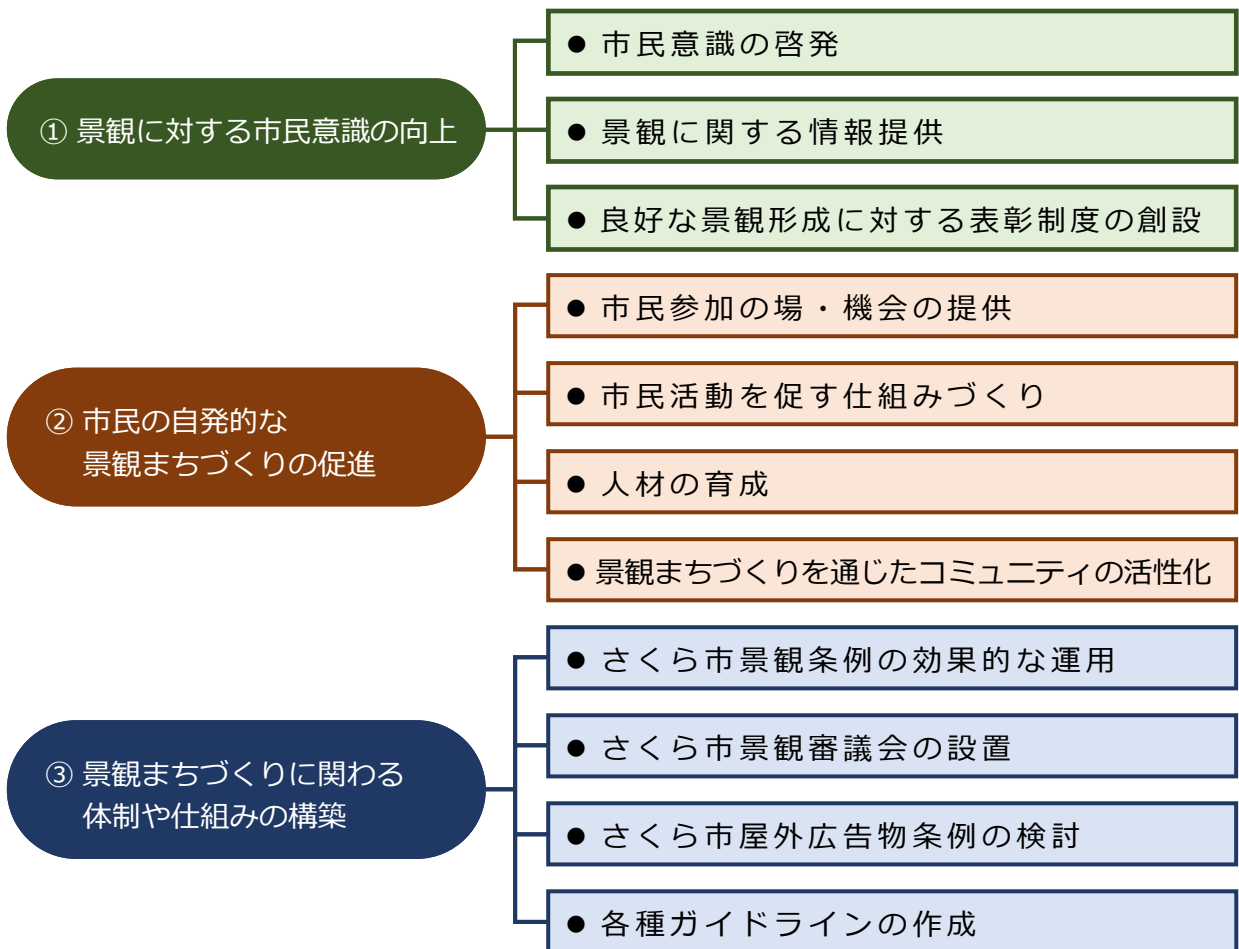
### 1) 景観まちづくりの進め方

良好な景観形成を進めていくためには、市民、事業者や行政をはじめ、観光客等本市への来訪者も含めた一人ひとりが、本市の景観の価値を再認識するとともに、本計画の基本目標や景観づくりのテーマを共有した上で、お互いの役割を認識し、できることから着実に進めていく必要があります。

本市の景観まちづくりは、市民、事業者や行政等、多様な人々による協働を基に推進していきます。

### 2) 景観まちづくりの推進に向けた施策

さくら市景観計画による景観づくりの推進に向けて、次の施策を設定します。



① 景観に対する市民意識の向上

● 市民意識の啓発

景観まちづくりを進めていくためには、景観に対して関心を持ってもらう必要があります。市民をはじめ、事業者や来訪者等の景観に対する関心を高め、本市の景観まちづくりに対する考え方を理解してもらうよう、講演会の開催や景観マップの作成等、啓発活動を促進します。

● 景観に関する情報提供

市民、事業者や来訪者等が、本市の景観に関する様々な情報を気軽に入手できるよう、市のホームページやパンフレット等を活用した情報の提供に努めます。



左：さくらマップ 右：さくら市古刹めぐり（市 HP）

● 良好な景観形成に対する表彰制度の創設

市民の景観に対する関心を喚起し、景観形成への貢献を顕彰するため、良好な景観形成に寄与していると認められる環境美化活動や景観に配慮した建築物等、優れた取り組みに対して表彰する「(仮称) 景観まちづくり表彰制度」を創設します。

## ② 市民の自発的な景観まちづくりの促進

## ● 市民参加の場・機会の提供

市民の自発的な景観まちづくりを推進するため、景観に関する市民活動情報の提供に努めます。あわせて「景観まちづくり活動団体の登録制度」の創設とともに、市民や景観に関する活動団体が、意見や情報を交換できる市民参加の場や機会の提供に努めます。

## [景観まちづくり活動団体の認定・登録制度の創設]

- ・市内で景観まちづくり活動を行う市民団体の活動状況を把握するとともに、必要な情報提供、情報交換、活動に対する支援や助成が図れるよう、一定の要件を満たす団体については、さくら市景観条例に基づき「景観まちづくり活動団体」として認定・登録する制度を創設します。

## ● 市民活動を促す仕組みづくり

地域住民、ボランティア団体、NPO 法人、企業等は、景観まちづくりに対して大きな役割を担うことが期待されており、こうした主体による自発的な景観形成活動の促進を図るための仕組みづくりを推進します。

## [景観形成に関する助成制度の創設]

- ・景観計画重点地区において、地区の魅力向上や良好な景観形成に向けた修景整備（景観形成基準に基づく建築物・工作物の修景等）に対する助成制度を創設します。

## ● 人材の育成

まちづくりは人づくりと言われ、市民の自発的な景観まちづくりを促進するためには、地域への愛着や誇りを持った、まちづくりに熱意を持った人材が必要です。

このため、人材の育成、地域リーダーの育成、地域の魅力を伝える案内人等の育成に努めます。

また、次代を担う子ども達に景観への関心や理解を深めていくため、総合学習や余暇活動を活用した景観教育や環境教育を促進します。

## ● 景観まちづくりを通じたコミュニティの活性化

景観まちづくりを通じて、子ども達から高齢者、地域住民から企業等多種多様な人が集い、話し合い、ともに活動することは地域コミュニティの活性化につながります。そのため、景観まちづくりの活動を地域コミュニティの活性化の契機として活かしていきます。

ポピーまつり（荒川河川敷）





### ③ 景観まちづくりに関わる体制や仕組みの構築

#### ● さくら市景観条例の効果的な運用

さくら市景観計画に掲げる基本目標や景観形成の基本方針等の景観施策を総合的に推進していくためには、あわせて制定を行う「さくら市景観条例」の適切な運用とともに、必要に応じた適切な見直しを検討します。

また、関連する条例や要綱と連携を図り、効果的な運用を図ります。

#### ● さくら市景観審議会の設置

本市の良好な景観形成に関する事項を広く審議するため、景観に係わる学識経験者や公募市民等で構成される「さくら市景観審議会」の設置を目指します。

##### [景観審議会の主な審議事項]

- ・「さくら市景観計画」の見直し、景観まちづくりの推進にあたっての重要事項
- ・景観法（届出制度）に基づく勧告や命令等に関する事項
- ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に関する事項
- ・景観計画重点地区の指定、景観まちづくり活動団体の登録・認定に関する事項

#### ● さくら市屋外広告物条例の検討

現在、本市における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為については、栃木県屋外広告物条例に基づき、規制・誘導が実施されており、当面は栃木県屋外広告物条例の周知と適切な運用を図りながら、一定の実績を積み上げ、将来的には本市独自の屋外広告物条例の制定に向けて検討します。

#### ● 各種ガイドラインの作成

さくら市景観計画で定めた景観形成基準は、良好な景観形成のための最低限のルールであり、これを補完してより良い景観を目指すため、形態や色彩を検討する際の指針となるような、わかりやすいガイドラインを作成し、継続的に景観まちづくりを推進します。

また、屋外広告物の先導的な役割を持つ公共サインについて、整備の基本方針や具体的な基準を定めた公共サイン計画の策定を検討します。

### 3) 景観計画重点地区指定の検討

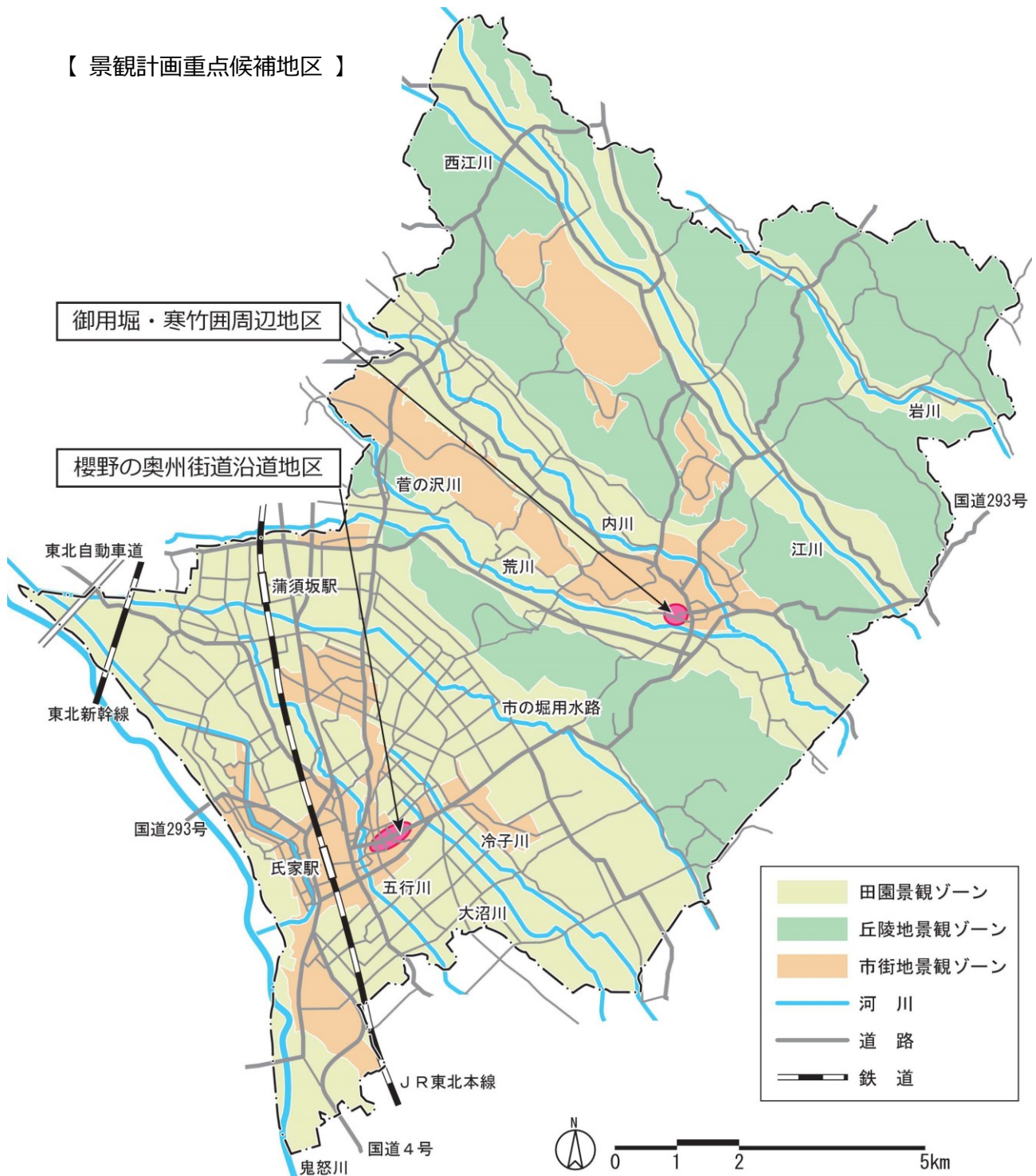
景観形成を効果的に進めていくためには、景観形成上重要なところから先導的に景観形成を推進し、その成果を目に見えるように進めていくことが重要になります。

そのため、本市の中でも特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき候補区域を、今後「景観計画重点候補地区」として位置づけ、指定に向けた取り組みを推進していきます。

本計画では、「景観計画重点地区の指定の方針 (P. 8)」で定めた方針に基づいて「櫻野の奥州街道沿道地区」と「御用堀・寒竹囲周辺地区」を選定しました。

なお、景観計画重点候補地区に選定された2地区に限らず、今後の地域の要望等により、順次追加していくものとします。

#### 【 景観計画重点候補地区 】



櫻野の奥州街道沿道地区（市街地景観ゾーン）

- 櫻野の奥州街道沿道は、江戸時代に会津西街道、会津中街道、原方街道を結ぶ宿として栄えた氏家宿の東側に位置しています。沿道には、明治25年に明治天皇が陸軍大演習で行啓した際の小休所となった瀧澤家住宅、1723（享保8）年の五十里大洪水のすさまじい爪痕を残す村上家棟門や板塀が並び、歴史的な景観が残されています。
- 氏家市街地の歴史的まちなみを象徴する地区であり、歴史的まちなみや歴史・文化的資源の保全を図るとともに、それらを活かした魅力づくりや良好な景観形成が望まれます。



村上家棟門と板塀



瀧澤家住宅



## 御用堀・寒竹囲周辺地区（市街地景観ゾーン）

- 御用堀・寒竹囲周辺地区は、お丸山公園の南側に位置し、地区内には喜連川足利氏第6代茂氏が奨励した寒竹囲や第10代熙氏の命で防火と農業用水確保を目的に整備された御用堀のほか、江戸時代から残る玉石積みが見られます。玉石積みの一部は河原石を割り、割面を面に積み重ねる江戸時代の工法で、玉石割積（喜連川積）と呼ばれています。
- 喜連川市街地の歴史的まちなみを象徴する地区であり、歴史的まちなみや歴史・文化的資源の保全を図るとともに、それらを活かした魅力づくりや良好な景観形成が望まれます。



寒竹囲



御用堀



玉石積み



玉石割積部分拡大（喜連川積）

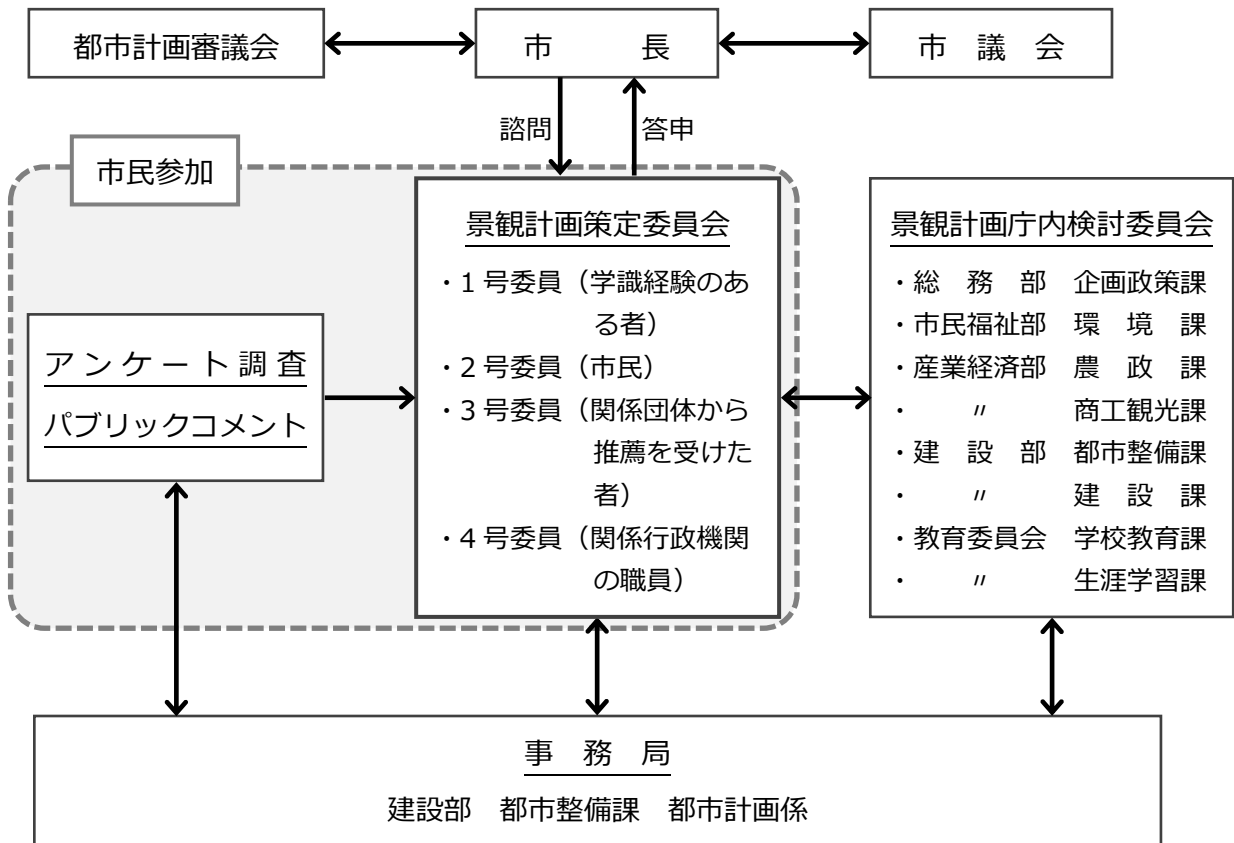




## [参考資料]

### 1) さくら市景観計画策定体制

#### ① さくら市景観計画策定体制



## ② さくら市景観計画策定委員会 委員名簿

No.	区 分	団体名・役職等	氏 名	備 考
1	1号委員 (学識経験のある者)	宇都宮大学地域デザイン科学部 建築都市デザイン学科 准教授	さとう えいじ 佐藤 栄治	委員長
2		(社) 栃木県建築士会 塩谷支部長	さとう ひでお 佐藤 秀夫	副委員長
3	2号委員 (市民)	さくら市区長会 監 事	なかつはら あきお 中津原 昭雄	
4		うじえ自然に親しむ会 会 長	かとう けいぞう 加藤 啓三	
5		まちづくりモニター	いわさき たかし 岩崎 崇	
6	3号委員 (関係団体から推薦 を受けた者)	しおのや農業協同組合 代表理事専務	ながしま さとし 長嶋 俐	
7		たかはら森林組合 筆頭理事	すぎのうち ひろやす 杉之内 熙泰	
8		氏家商工会 理 事	あらまき のりお 荒牧 紀雄	
9		喜連川商工会 副会長	おなべ まさお 小鍋 政男	
10		氏家観光協会 会 長	そえた かずお 添田 和夫	
11		喜連川観光協会 会 長	しぶい やすお 渋井 康男	
12		文化財保護審議会 委 員	えびはら ただお 海老原 忠夫	
13	建設産業協議会 会 長	おかむら まさひと 岡村 昌仁		
14	4号委員 (関係行政機関の職 員)	栃木県県土整備部 都市計画課長	にしかわ よしぶみ 西川 能文	
15		栃木県矢板土木事務所 所 長	こづか ひろし 狐塚 博司	
16		栃木県大田原土木事務所 所 長	なかた まさのり 中田 昌則	
17		栃木県矢板森林管理事務所 所 長	みねざき きよし 峰崎 清	

## 2) さくら市景観計画策定経過

開催時期	開催項目	主な議事内容
平成 26 年 8 月 25 日 ～ 平成 26 年 9 月 16 日	さくら市景観に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観に関する意識について</li> <li>● 今後の取り組みに向けた課題について</li> <li>● 景観まちづくりへの参画意向について</li> </ul>
平成 28 年 7 月 8 日	第 1 回景観計画策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観計画策定の背景について</li> <li>● アンケート調査結果及び基礎資料について</li> <li>● 景観計画検討資料案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観づくりの基本目標</li> <li>・ 景観計画の区域</li> <li>・ 良好な景観形成に関する方針</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 7 月 14 日	第 1 回景観計画策定委員会	同上
平成 28 年 9 月 21 日	第 2 回景観計画策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観基礎資料・検討資料案の確認について</li> <li>● 景観計画検討資料案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な景観形成のための行為の制限</li> <li>・ 景観資源等の質的向上に関する事項</li> <li>・ 景観まちづくりの推進</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 9 月 28 日	第 2 回景観計画策定委員会	同上
平成 28 年 11 月 28 日 ～ 平成 28 年 12 月 28 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● さくら市景観計画（素案）</li> </ul>
平成 29 年 2 月 14 日	第 3 回景観計画策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの結果について</li> <li>● さくら市景観計画（案）の修正について</li> <li>● 景観形成ガイドライン（案）について</li> </ul>
平成 29 年 2 月 21 日	第 3 回景観計画策定委員会	同上

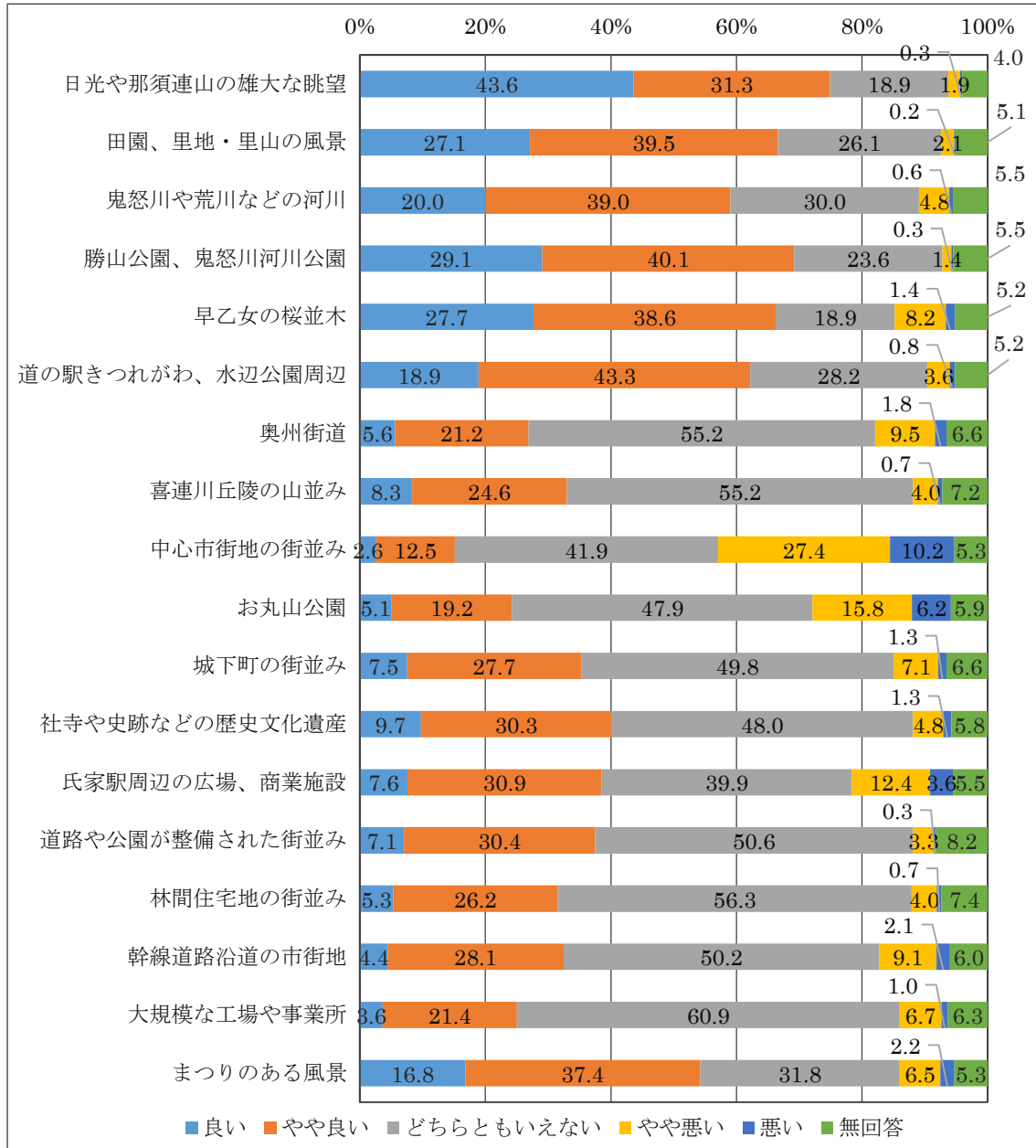
### 3) さくら市の景観に関するアンケート調査結果（概要）

平成26年8月に、満20歳以上の市民2,000人を対象に「さくら市の景観に関するアンケート調査」を実施した（回収数1,262件、回答率63.1%）結果の概要は次のとおりです。

#### ① さくら市の景観のイメージ

全体では、「良い」と「やや良い」を合わせた『良い』では、「日光や那須連山の雄大な眺望」が7割以上と最も高く、次いで「勝山公園、鬼怒川河川公園（ゆうゆうパーク）」「田園、里地・里山の風景」「早乙女の桜並木」等の自然景観が高い割合となっています。一方、「悪い」と「やや悪い」を合わせた『悪い』では、「中心市街地の街並み（氏家市街地、喜連川市街地）」が4割弱と最も高く、次いで「氏家駅周辺の広場、商業施設（氏家駅東口・西口広場、eプラザなど）」「お丸山公園」「幹線道路沿線の市街地（国道4号、国道293号周辺など）」等の市街地景観の割合が高くなっています。

【さくら市の景観のイメージ（単位：％）】



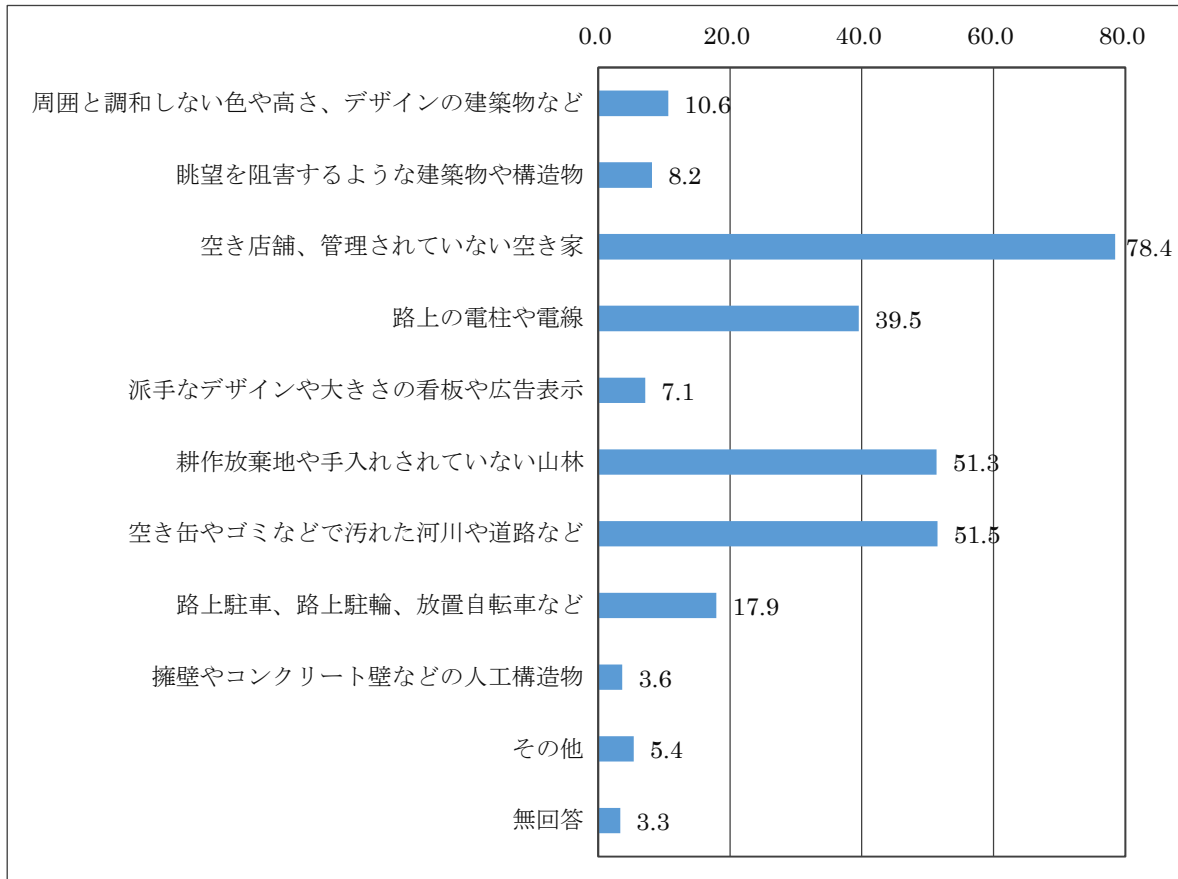
資料：さくら市の景観に関するアンケート調査



## ② さくら市の景観の阻害要因

全体では、「空き店舗、管理されていない空き家」が8割弱と最も高く、次いで「耕作放棄地や手入れされていない山林」「空き缶やゴミなどで汚れた河川や道路など」等の市街地景観、自然景観の割合が高くなっています。性別、年齢別では全体でみた場合と大きな傾向の違いはみられません。

【さくら市の景観阻害要因（単位：％）】



資料：さくら市の景観に関するアンケート調査

### ③ さくら市内の好きな景観

市内の好きな景観は、1位が「山並みへの眺望」、2位が「桜」、3位が「ゆうゆうパーク」であり、他を大きく引き離しており、さくら市を象徴する景観として考えられます。

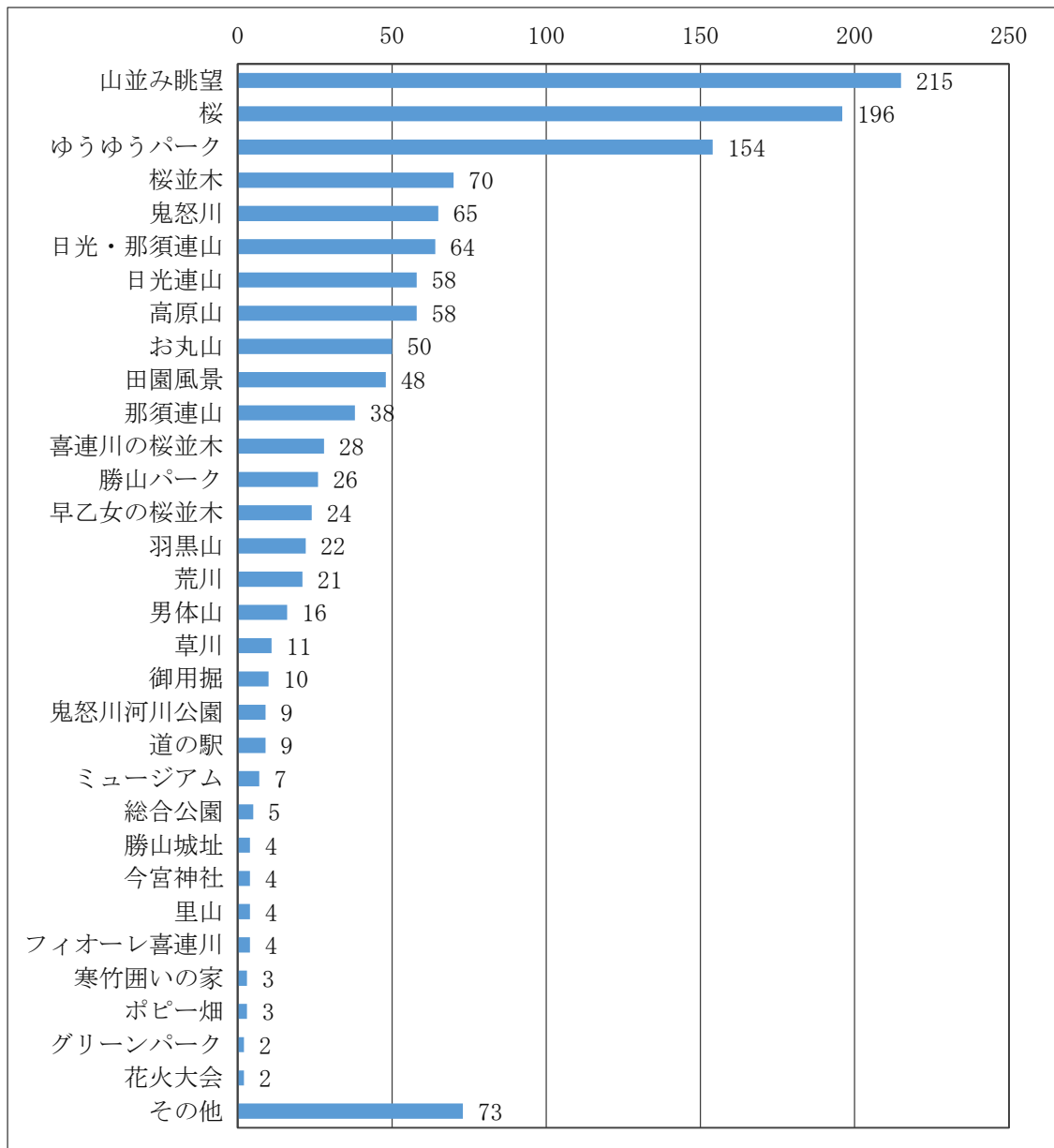
「山並みへの眺望」の回答の中には、「日光・那須連山」「日光連山」「高原山」「那須連山」などと言った具体的名称が多くあげられています。

「桜」の回答の中には、「ゆうゆうパーク」「喜連川（早乙女）の桜並木」「お丸山」などと言った具体的名称が多くあげられています。

「ゆうゆうパーク」は単独施設として他を大きく引き離しており、多くの市民にとって身近な憩いの場として位置づけられています。

また、①の結果でも総じて『良い』イメージとしてあげられていますが、「お丸山」については、『悪い』イメージにもあげられていることが特徴的であり、東日本大震災等による災害により大きく景観が変化してしまったことが影響していると思慮されます。

【さくら市内の好きな景観（単位：件）】



資料：さくら市の景観に関するアンケート調査

## 4) 用語解説

### あ 行

#### 意匠

建築物や工作物などで、その形・色・模様・配置などについて加える外観上の工夫のことです。

#### NPO

Non-Profit Organization（ノンプロフィットオーガニゼーション）の頭文字をとった略語で、営利を目的とせず、公益のために活動する民間非営利組織の総称です。

#### 奥州街道

奥州街道とは、江戸時代に参勤交代制や商品の輸送のために整備され、幕府の道中奉行が管轄する五街道（東海道、中山道、日光街道、奥州街道、甲州街道）の1つです。奥州街道は徳川家康によって1601（慶長6）年頃から道路や市場、お知らせを掲げる高札場、一里塚、橋、河岸の設置などの整備を行いました。

#### 屋外広告物

屋外広告物法に基づくもので、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建築物等に掲出されているもの等のことです。表示内容が営利を目的としないもの（行事や催事等の案内など）も含まれます。

### か 行

#### 寒竹囲（かんちくかこい）

喜連川足利氏第6代茂氏が板塀より管理費用がかからず、経済的で利用価値がある寒竹（オカメザサ、別名鼈甲垣）の生垣を奨励したといわれ、今でも喜連川西町地区に残っています。毎年、あばれ神輿と呼ばれる喜連川神社の天王祭前に生垣の締め直しを行います。

#### 喜連川丘陵（きつれがわきゅうりょう）

市東部に位置する丘陵は、喜連川丘陵と言われ、北西から南東方向に全体的に数十メートルの小高い丘が長さ約30m、幅約10kmで連なっています。領域は塩谷町、矢板市、大田原市、那珂川町、さくら市、高根沢町、那須烏山市にまたがり、高原山を水源とする荒川、内川、江川が貫流しています。丘陵地には公園、運動場、キャンプ場、温泉施設の他に多くのゴルフ場が立地しており、丘陵の尾根の間の平野に肥沃な水田が広がっています。

#### 景観協定

景観法第81条の規定に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者や借地権者等の全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物等の形態・意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めています。

## 景観行政団体

景観法第 7 条第 1 項の規定に基づき、景観行政を進める主体として定められており、景観行政団体は、地域の特性に応じた景観計画の策定、景観計画に基づく行為の制限、景観づくりに関する取組みの実施など、様々な施策を行う地方公共団体です。

## 景観計画

景観法第 8 条第 1 項の規定による法定計画で、景観に関する総合計画として、景観行政団体が策定することができます。「景観計画の区域」、「良好な景観の形成に関する方針」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」等を定めます。

## 景観計画重点地区

景観計画区域において、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき地区を景観計画に位置づけ、指定するものです。

景観計画重点地区では、その地区の特性を活かした景観形成を進めるために、地区独自の景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規模を定めます。

## 景観重要公共施設

景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のことです。

## 景観重要建造物

景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のことです。

## 景観重要公共施設

景観法第 8 条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものです。

## 景観重要樹木

景観法第 29 条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のことです。

## 景観条例

景観計画に定める事項や施策など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例です。地方公共団体ごとに、良好な景観の形成を目的とした景観施策の実効性を高めるため、届出対象の行為などの景観法に基づく事項のほか、事前協議や景観審議会の設置など独自の事項を定めています。

## 景観地区

景観法第 61 条に規定されたもので、市町村が都市計画区域内又は準都市計画区域内の景観計画区域において都市計画に定めることができ、「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」を定めることができます。

### 景観農業振興地域整備計画

景観法第 55 条に規定されたもので、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、景観と調和のとれた営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農業用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要がある場合に景観行政団体が定める計画です。

### 景観法

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律です。景観法は、基本理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限等の良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成されています。

### 建築基準法

国民の生命、健康、財産の保護のため、建築物の敷地、設備、構造、用途についてその最低限度を定めた法律です。

### 建築協定

建築基準法第 69 条の規定に基づく制度の一つで、住宅地としての環境又は商店街としての利便の維持増進を図ることなどを目的として、住民発意により建築に関する基準を定める協定のことです。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について定めることができます。

### 御用堀（ごようぼり）

喜連川足利氏第 10 代熙氏の命で 1844（弘化 1）年防火と農業用水を目的に整備されました。散策路として整備は一部ですが、宿場内に縦横に流れています。内川の西河原堰からの用水を御用堀、荒川の野辺山堰からを横町堀と呼びますが、現在は総称して御用堀と呼んでいます。

## さ 行

### 彩度

世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の 3 つの属性の組み合わせで一つの色を表します。彩度はあざやかさを数値で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になります。

### さくら市総合計画

さくら市総合計画は、今後のまちづくりの方向性を示すため、市政運営の最上位計画としてとりまとめるものです。基本理念や方向性を示す「基本構想」と、施策分野ごとの目指す姿を示す「基本計画」、及び具体的にどのような事業を進めていくのかを示す「実施計画」とで構成されます。

### さくら市都市計画マスタープラン

さくら市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき市町村が定める都市計画に関する基本的な方針となる計画です。計画は大きく分けて、「現況と課題」、「全体構想」、「地域別構想」及び「まちづくりの推進方策」の 4 つで構成されています。



### さくら市土地利用調整基本計画

さくら市土地利用調整基本計画は、国土利用計画さくら市計画を指針として策定した計画で、さくら市の区域における土地利用の基本方向、土地利用誘導区域などについて規定しています。

### 色相

世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表します。色相は色味のことであり、赤R・黄赤RY・黄Y・黄緑GY・緑G・青緑BG・青B・青紫PB・紫P・赤紫RPの10の色相があります。無彩色はNで表します。

### 準景観地区

景観法第74条に規定されるもので、市町村が都市計画区域外又は準都市計画区域外の景観計画区域において定めることができ、景観地区に準じた規制を行うことができます。

## た 行

### 地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に基づき、市町村が都市計画に定めることができます。地区計画は、良好な市街地の環境を形成・保全するため、用途地域や建築基準法で定められているルールだけでは対応できない、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度です。道路・公園等の地区施設、地区計画の目標、建築物の用途の制限、高さ制限、敷地面積の最低限度、垣又はさくの構造の制限等を定めることができます。

### 特定届出対象行為

景観法第17条第1項に規定される、変更命令の対象となる届出対象行為です。建築物の建築または工作物の建設等のうち、景観行政団体が条例に定めた行為については、景観計画に定められた建築物や工作物の形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者に対し、設計の変更などを命じることができます。

### 届出対象行為

景観法第16条第1項に規定される、届出の対象となる建築物の建築または工作物の建設等の行為の総称です。なお、計画内容が景観計画に適合しないと判断した場合には、地域の良い景観形成に資するよう助言・指導、勧告を行います。

## は 行

### パブリックコメント

行政手続法に基づく、意見公募手続のことです。公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続のことです。

## ま 行

### 明度

世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表します。明度は明るさを数値で示し、数値が大きいほうが明るい色になります。

## や 行

### 用途地域

用途地域は、都市計画法第8条に規定される土地利用誘導方策の一つで、目指すべき市街地像に応じて12種類に分類されています。

## ら 行

### ランドマーク

景観構造上の核となり、日常生活の中で移動する際の目印となるものであり、象徴的な山、樹木や建築物等があります。

### 稜線

山の峰と峰を結んで続く線のことです。尾根とも言います。



さくら市